

資料 4 5 - 1

平成28年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体等の認可について

(諮問第1132号)



(公印及び契印省略)

諮問第1132号
平成28年3月28日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 山本 早苗

諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 高橋 亨）から、平成28年2月15日付け2015-日総環第53号により、平成28年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金に関し、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）第7条第3項の規定による当該寄附金の寄附目的に係る団体で寄附金を配分すべきもの及び当該団体ごとの配分すべき額の決定並びに同条第4項の規定による当該配分に係る寄附金の使途の適正を確保するために当該団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、別添のとおり、同条第5項の規定に基づく認可の申請があった。

これらについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、法の規定に適合しており妥当なものであると認められる。よって、同項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第11条の規定に基づき諮問する。

審査結果

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「法」という。）の規定に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）（法第7条第2項）</p>	適	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）等を計上しているところ、会社より申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されていることを確認しており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されていると認められ、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。</p> <p>※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入）</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのために特に要した費用</p> <p>（ア）使途 寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）、業務委託費等</p> <p>（イ）金額 2,119万円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業</p>

審査基準	審査結果	理由
		務委託費等 (イ) 金額 740万円 ※法第7条第2項で定める上限 (寄附金額4億9,344万円 の100分の1.5に相当する 額:740万円)の範囲を超えて いない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等の法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (法第7条第3項)	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準にのっとり、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が行う査定に基づいて決定していることから、公正であると認められる。以上により、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	配分団体が守らなければならない事項としては、配分金の使途制限、実施計画の変更、配分金の経理等に関するものを定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	監査に関する事項としては、監査に応ずる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法を定めており、配分金の使途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。



2015-日総環第 53 号
2016 年 2 月 15 日

総務大臣

山本 早苗 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長 高橋 亨

2016(平成 28)年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和 24 年法律第 224 号)第 7 条第 5 項及びお
年玉付郵便葉書等に関する法律施行令(昭和 33 年政令第 279 号)第 3 条の規定に基
づき、2016(平成 28)年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お
年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らな
ければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可
を受けたいので申請します。

- 1 配分団体及び配分額
別添 1 のとおり

- 2 配分団体が守らなければならない事項
別添 2 のとおり

- 3 配分金の使途についての監査に関する事項
別添 3 のとおり

2016(平成28)年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額について

配分団体総数 243団体 配分額総額 487,946,000円

(1) 一般助成(216団体 395,180,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業(155団体 301,366,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 ニセコ生活の家	048-1531	北海道虻田郡ニセコ町字有島47番地47	地域活動支援センターニセコ生活の家の日中作業・利用者送迎に係る外出用車両の更改事業	1,852,000
特定非営利活動法人 北海道NPOバンク	060-0906	北海道札幌市東区北6条東3丁目3-1 LC北六条館6F	NPO等の事業活動活性化のための地域金融機関とのネットワーク構築事業	2,880,000
特定非営利活動法人 ジェルメ・まるしえ	061-3213	北海道石狩市花川北3条3丁目1番地	困り感を抱えるこども・若者の就労支援のための施設の改修工事	2,139,000
特定非営利活動法人 あしの会	062-0903	北海道札幌市豊平区豊平3条12丁目1番25号 センチュリーハイツ豊平1階	地域活動支援センターへの利用者の通所の為の、車いす対応送迎車両の更改事業	2,000,000
特定非営利活動法人 日本SNS推進機構 北海道支部	062-0931	北海道札幌市豊平区平岸1条7丁目2番25-301号	地域要擁護世帯の除雪支援のための地域コミュニティ再構築事業	500,000
社会福祉法人 光寿会	080-0027	北海道帯広市西17条南3丁目24番24号	利用者安全確保を目的とする1F及び2F食堂の冷暖房設備新規設置事業	2,818,000
特定非営利活動法人 農楽郷hiki	034-0034	青森県十和田市東十五番町55-3	就労継続支援B型事業所「カシのしずく」の生産品運搬用車両の導入事業	1,600,000
社会福祉法人 侍浜福祉会	028-7801	岩手県久慈市侍浜町外屋敷第6地割10番地4	デイサービス・保育園の送迎、外出用車両の更改事業	1,800,000
特定非営利活動法人 みやぎ発達障害サポートネット	980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院一丁目4-1	発達障害のある子供たち一人一人が輝く療育支援事業～個別・小グループ活動を通して～	2,240,000
特定非営利活動法人 黒川こころの応援団	981-3621	宮城県黒川郡大和町吉岡字館下47	障害者グループホーム、街喫茶寮はるの増改築事業	5,000,000
特定非営利活動法人 シャロームの会	984-0051	宮城県仙台市若林区新寺2-3-1 長屋ビル402号	福祉サービス事業所の新規事業開拓(弁当事業)のための新規設置事業	5,000,000
特定非営利活動法人 エヌピーオー社会福祉事業振興会	012-0032	秋田県湯沢市元清水二丁目5番20号	共用型デイサービス事業に係る送迎車両の新規整備事業	1,190,000
社会福祉法人 秋田ふくしハートネット	014-0513	秋田県仙北市西木町小淵野字中関7	「特別豪雪地帯」に立地する通所障がい者施設の除雪車(ミニホイールローダ)新規購入事業	2,000,000
特定非営利活動法人 ふくしま成年後見センター	960-8111	福島県福島市五老内町6-4 フジコーポラス101	判断能力が不十分な者、一人暮らし高齢者等を支援するための成年後見・たすけあい事業	500,000
社会福祉法人 おかやま福祉会	960-8204	福島県福島市岡部字倉ノ内89	放課後児童育成健全事業おかやま学童「どんぐり子」環境整備のためのエアコン・ヒーター機器の新規設置事業	1,000,000
特定非営利活動法人 子育て支援コミュニティブチママン	963-8033	福島県郡山市富田町字大徳南2-23	発達障がいについての理解周知活動とその保護者のピアサポート体制の確立のための活動事業	500,000
特定非営利活動法人 ほほえみの間	963-8815	福島県郡山市水門町197番地	障がい者授産施設NPO法人ほほえみの間の新規事業のための急速保冷庫の新規設置事業	1,100,000
特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会シオン	300-0341	茨城県稲敷郡阿見町うずら野一丁目5番地12	児童福祉である自立援助ホーム内テラス改修事業	432,000
特定非営利活動法人 ボイス社	310-0853	茨城県水戸市平須町1657番11	知的障がい者の施設授産のハウス野菜トマピーをカット野菜として販売する(加工)真空冷凍機・保管庫真空パック器の新規設置事業	2,745,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 栃木いのちの電話	320-8508 栃木県宇都宮市若草1丁目10番6号 とちぎ福祉プラザ内	インターネット相談関連機器整備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 宇都宮子ども劇場	321-0152 栃木県宇都宮市西川田3-24-8	「ちいさなげきじょう～0歳～3歳児親子が今を楽しみ育ち合うための鑑賞・体験事業～」	500,000
公益財団法人 東日本盲導犬協会	321-0342 栃木県宇都宮市福岡町1285番地	盲導犬育成の際、必要な遠方出張時の犬の輸送および人の送迎用車両の老朽化による更改事業	1,000,000
社会福祉法人 津田福祉会	322-0011 栃木県鹿沼市白桑田254-5	デイサービスセンターの送迎用車両の更改事業	2,000,000
特定非営利活動法人 銀の里	323-0813 栃木県小山市横倉481-72	グループホーム銀の里の通院、外出、送迎用車両の新規購入事業	990,000
特定非営利活動法人 群馬ダルク	370-0002 群馬県高崎市日高町144	薬物・アルコール依存症者の地域定着及び連携のための社会認知の普及、啓発活動事業	550,000
特定非営利活動法人 ぶどうの樹	350-1227 埼玉県日高市女影612番地5	障害者の作業所への弁当配達用車両の更改事業	743,000
社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会	356-0011 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1	ふじみ野市社会福祉協議会大井支所の貸出用福祉車両の更改事業	1,751,000
社会福祉法人 葉寿会	264-0016 千葉県千葉市若葉区大宮町1621番地	特別養護老人ホーム菜の花園の通院、外出、送迎用車両の更改事業	2,000,000
社会福祉法人 高砂会	265-0051 千葉県千葉市若葉区中野町2148番地6	特別養護老人ホーム利用者の通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 白雪会	266-0003 千葉県千葉市緑区高田町401-16	軽費老人ホームほんたくらぶの受診・外出支援用車両の更改事業	1,500,000
社会福祉法人 はーとふる	270-0233 千葉県野田市船形310	障害福祉サービス（生活介護）ひばりの外出・送迎用車両の増車事業	1,180,000
社会福祉法人 ぶるーむ	277-0085 千葉県柏市中原1817番1	職業訓練用厨房設備の新規設置事業	1,600,000
特定非営利活動法人 スマイルクラブ	277-0858 千葉県柏市豊上町23-29	オリンピックレガシー構築に向けた「障がい者スポーツボランティア養成」モデル事業	5,000,000
特定非営利活動法人 グループ彩	286-0016 千葉県成田市米野207-1	生活工房の利用者のための外出・送迎用車両の増備事業	1,640,000
社会福祉法人 恵洋会	299-4402 千葉県長生郡睦沢町川島1458-1	利用者様の為の、洗濯機及び乾燥機の設置	1,351,000
社会福祉法人 いのちの電話	102-0071 東京都千代田区富士見1-2-32	電話相談員の相談対応力スキルアップのための研修等事業	300,000
特定非営利活動法人 フローレンス	102-0072 東京都千代田区飯田橋3-3-7 秋穂セントラルビル2階	医療的ケアが必要な障害児の発達と親御さんの就労を支える居宅訪問保育事業	5,000,000
公益社団法人 虹の会	103-0013 東京都中央区日本橋区形町三丁目11番地8 STビル3階	「介護現場職員に対する「音楽健康福祉士」資格取得のための養成研修実施事業」	1,117,000
特定非営利活動法人 シャイン・オン・キッズ	103-0023 東京都中央区日本橋本町3-3-6 ワカ末ビル7階	小児がん、重い病氣と闘う子供たちとその家族の支援ファンリティドッグを活用した緩和ケアプログラムを新規導入する事業（2016年秋目標）	4,880,000
特定非営利活動法人 日本ファンディング協会	105-0004 東京都港区新橋5-7-12 ひのき屋ビル7F	遺贈寄付推進のための人材育成事業	3,300,000
特定非営利活動法人 視覚障害者パソコンアシストネットワーク SPAN	108-0014 東京都港区芝5-29-22 フェリス三田1103	東北地方の視覚障害者の就労促進のためのフォーラム・指導研修会、職業訓練実施事業	1,100,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 つばさ	113-0022	東京都文京区千駄木4-23-14	障がい児者の自立支援とボランティア育成のための合宿事業	585,000
特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット	113-0033	東京都文京区本郷1丁目35-28 メゾンドール本郷302	DV・性暴力被害者支援員養成とスキルアップのための講座実施事業	3,500,000
特定非営利活動法人 アビリティークラブたすけあい江戸川たすけあいワーカーズもも	134-0091	東京都江戸川区船堀6-11-25 B R I C K & W O O D I F	赤ちゃんから高齢者まで誰もが集えるコミュニティ拠点の創設と推進活動事業	500,000
社会福祉法人 さぼうとにじゅういち	141-0021	東京都品川区上大崎2丁目12番2号 ミズビル6階	難民の子弟などの外国人住民と地域住民のグリーンツーリズムを通じた多文化共生推進事業	2,090,000
社会福祉法人 桜雲会	169-0075	東京都新宿区高田馬場4-11-14-102	視覚障害や学習障害のある子どもたち、外国につながる子どもたちのための大きく読みやすい漢字学習辞典製作事業	3,920,000
特定非営利活動法人 日本点字技能師協会	169-8664	東京都新宿区西早稲田二丁目18番2号 日本盲人福祉センター内	点字使用者の情報環境を改善するための活動事業	700,000
特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア	171-0021	東京都豊島区西池袋2-39-8 ローズベイ池袋ビル3階	生活困窮家庭の発達障害の中学生を対象とした無料の高校受験対策講座「Tomorrow」	3,200,000
特定非営利活動法人 みんなのわ	192-0081	東京都八王子市横山町13-4 S O H O プラザニュー八王子210 (ニュー八王子ビル2階)	認知症対応型通所介護施設の改修工事	5,000,000
特定非営利活動法人 秋川流域生活支援ネットワーク	197-0827	東京都あきる野市油平98 第一中村ビル103号	新設する重症心身障害者グループホームの介護等の充実のための介護機器設置事業	2,500,000
特定非営利活動法人 CLIP・あこーん 電話相談室	220-0023	神奈川県横浜市西区平沼1-1-12 ダイアパレス高島町403号	心を繋ぎ心をつなぐボランティア電話相談事業	540,000
特定非営利活動法人 ひだまりの森	234-0055	神奈川県横浜市港南区日野南6-19-20	「子育て期の相談」拡充のための相談体制整備事業	500,000
公益財団法人 日本補助犬協会	241-0811	神奈川県横浜市旭区矢指町1954-1	身体障害者補助犬訓練施設の訓練環境整備のための施設改修事業	500,000
公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会	244-0816	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町435-1	ひきこもり・ひとり親等困難を抱える女性のための就労準備&パソコン講座事業	495,000
特定非営利活動法人 せや	246-0032	神奈川県横浜市瀬谷区南台2-4-1 南台ハイツB24-106	高齢者・身障者の医療機関等への外出のための移送サービスの活動事業	500,000
公益社団法人 神奈川県聴覚障害者協会	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内	高齢聴覚障害者など地域で孤立している聴覚障害者のための巡回相談支援事業	500,000
社会福祉法人 成光福祉会	252-0021	神奈川県座間市緑ヶ丘4-20-21	非常災害の予防のための火災報知機器の更改事業	702,000
特定非営利活動法人 ともに会	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野6-9-18	障害福祉サービス事業所シェーン利用者の工賃アッププロジェクトに係る更改印刷機器配備事業	1,700,000
社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会	941-0058	新潟県糸魚川市寺町4丁目3番1号	社会福祉事業を行うための送迎用車両の更新事業	2,000,000
一般社団法人 ライフデザイン	950-0983	新潟県新潟市中央区神道寺3丁目5番12号 第11べるハウス23号	入所者の支援情報等の伝達・調整のための各施設間のコンピューターLANシステムの新規設備設置事業	279,000
社会福祉法人 あおぞら福祉会	920-0226	石川県金沢市粟崎町5丁目3番地1	障害福祉サービス事業所のシティ送迎の為に車両増備事業	2,500,000
社会福祉法人 ひびき	924-0024	石川県白山市北安田町112番地1	社会福祉法人ひびきの利用者のための外出・送迎車両の更改事業	2,369,000
社会福祉法人 親渉会	910-0208	福井県坂井市丸岡町坪江9-11	放課後児童健全育成事業「つぼみ学童保育花組」の児童送迎用車両の更改事業	1,000,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 虹の谷	400-0845 山梨県甲府市上今井町260-6 五幸ビル4F	障害児・者とひきこもり児・者のための健全育成を目的としたファーム教室	500,000
社会福祉法人 日本介助犬福祉協会	401-0501 山梨県南都留郡山中湖村山中262-1	「身体障害者のための介助犬・聴導犬を所有するまでの指導マニュアル小冊子及び認定試験実技DVD制作事業」	4,000,000
特定非営利活動法人 e-MAD O 病気のこどもの総合ケアネット	390-8621 長野県松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院内	障がいのため家庭内にこもるこどもとその家族の元気を創出する次世代ICT利活用事業	3,950,000
特定非営利活動法人 おいなんよ	395-0014 長野県飯田市桜町1-9-1	会議用施設(土蔵)の水回り設備の利便性向上のための改修事業	1,152,000
特定非営利活動法人 生活支援舎	399-8204 長野県安曇野市豊科高家4172番地1	多世代の地域住民のための「フリースペースよしましょ」の改修事業	2,000,000
特定非営利活動法人 ういすたりあぶっく	500-8388 岐阜県岐阜市今嶺3丁目1番8	視覚障がい者等の安全と自立を支えるための日常生活商品・企業サービス情報提供&サイト構築事業	3,999,000
社会福祉法人 博愛福祉会	501-3782 岐阜県美濃市長瀬545番地	下牧保育園の大量調理に対する衛生管理向上のための給食機器増備事業	765,000
特定非営利活動法人 飛騨市障がいのある人を支える会	506-1156 岐阜県飛騨市神岡町山田2358番地2	福祉サービス事業所「ピース」の送迎用車両の新規配備	911,000
社会福祉法人 敬愛会	509-7321 岐阜県中津川市阿木2811番地の1	デイサービスセンター飯地シクラメンの利用者送迎用車両の購入事業	1,951,000
特定非営利活動法人 まんさく	509-8232 岐阜県恵那市飯地町147-3	施設利用者のための移送用車輛の購入事業(更新)	700,000
特定非営利活動法人 グランベルテ	413-0001 静岡県熱海市泉234番地の46	地域、会員の集会場の雨漏り改修と集合施設トイレの増築等利便性向上のための改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 POPOL O	420-0868 静岡県静岡市葵区宮ヶ崎町53番地2階	生活困窮者のための中間的就労事業	3,360,000
特定非営利活動法人 静岡県難病団体連絡協議会	422-8031 静岡県静岡市駿河区有明町2-20	難病ピアサポーター導入に伴い、相談業務を効率的に記録・作成・印刷すると共に相談者の個人情報厳重に保管するための事務機器の新・更新事業	787,000
社会福祉法人 遠浜会	430-0844 静岡県浜松市南区江之島町954番地の5	障がい福祉サービス事業所「ほっと」の災害救助のための防災用品及び倉庫新規設置事業	500,000
社会福祉法人 三和会	432-8054 静岡県浜松市南区田尻町1167番地	ショートステイ利用者送迎用車両の老朽化に伴う車両更改事業	900,000
社会福祉法人 若竹荘	444-0007 愛知県豊川市大崎町下金居場55番地	障害福祉サービス事業所あけぼの作業所の送迎車両更新事業	3,000,000
特定非営利活動法人 オレンジの会	453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町19番地7号 チサンマンション椿町304号	福祉施設の店舗のリニューアルオープンにあたっての改修事業	3,600,000
特定非営利活動法人 希望・あすなる	457-0861 愛知県名古屋市中村区明治2丁目10番10号	軽度認知障害MCIを早期発見し訓練による認知症予防活動事業	730,000
特定非営利活動法人 愛知県精神障害者家族会連合会	461-0011 愛知県名古屋市中村区白壁1丁目50番地 愛知県庁白壁庁舎内1階	「家族会活動50年のあゆみを記録し一般社会へ普及啓発する為の記念誌の発刊」	500,000
社会福祉法人 池内福祉会	466-0034 愛知県名古屋市中村区明和区明月町3丁目6-2	かわらまち夜間保育園の給食室老朽化に伴う改修	2,550,000
特定非営利活動法人 プレママクラブ	475-0025 愛知県半田市亀崎大洞町5-9-2	学童保育所「みんなのき」の定員拡大のための増築	5,000,000
社会福祉法人 西春福祉会	481-0039 愛知県北名古屋市法成寺神子前70番地	知的障害者生活介護事業所にしはるひまわり作業所の通所送迎用車両の更改事業	2,000,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 愛知家族会	489-0924 愛知県瀬戸市城ヶ根町47の63	薬物依存症問題解決フォーラム開催	260,000
特定非営利活動法人 みえきた市民活動センター	511-0088 三重県桑名市南魚町86番地	身近で小さな市民活動を応援する「市民活動応援☆きら基金」普及啓発のための参加の集い実施事業	480,000
社会福祉法人 あいプロジェクト	512-0911 三重県四日市市生桑町字高田549番地1	製菓作業の売上げアップのためのパッケージを改良する機器増強事業及びこの機器を利用して新たな事業展開につなげる事業	3,500,000
特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション伊賀	518-0816 三重県伊賀市中友生1240番地	就労継続B型施設アイ・コラボレーション伊賀の事業拡大のための印刷機器の新規設置事業	5,000,000
特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会	520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館別館2階	難病患者が住みよいまちづくりのためのモデル事業	500,000
社会福祉法人 かすみ会	521-1121 滋賀県彦根市海瀬町255	つばきはらファクトリー利用者送迎及び作業物品運搬車両の更新事業	1,500,000
社会福祉法人 グロー	521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837番地2	障害のある人の造形活動普及のための全国の団体が連携した展覧会実施事業	3,944,000
特定非営利活動法人 近江八幡市手をつなぐ育成会	523-0042 滋賀県近江八幡市大森町41番地7	手をつなぐ放課後等デイサービスの外出・送迎用車両の新規配備事業	1,000,000
社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会	523-0082 滋賀県近江八幡市土田町1313番地	デイサービスセンターほのぼのあづちの通所・外出送迎車両の更改造業	1,000,000
特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会	525-0034 滋賀県草津市草津二丁目5番15号	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の自立訓練（生活訓練）施設の改修	2,000,000
更生保護法人 盟親	604-8803 京都府京都市中京区六角通大宮西入因幡町112-4	更生保護施設盟親の被保護者居室等の内装改修事業	2,550,000
更生保護法人 京都保護育成会	615-0033 京都府京都市右京区西院寿町20番地	被保護者送迎用車輛の更改造業	1,100,000
社会福祉法人 山彦会	622-0303 京都府船井郡京丹波町三ノ宮小谷30番地	認知症高齢者グループホームの通院・外出・送迎用車両の新規導入事業	2,000,000
社会福祉法人 舞鶴市社会福祉協議会	625-0087 京都府舞鶴市宇余部下1167番地	訪問介護員の地域要支援者のためのホームヘルパー訪問用車両の更改	770,000
特定非営利活動法人 やさか福祉村	627-0121 京都府京丹後市弥栄町堤743番地の7	認知症デイサービスの送迎用車両の更改造業	1,315,000
社会福祉法人 しんもり福祉会	535-0022 大阪府大阪市旭区新森7丁目1-5	平和の子保育園の円滑な給食業務推進のための給食機器スチームコンベクションの更新事業	780,000
特定非営利活動法人 まちの案内推進ネット	542-0012 大阪府大阪市中央区谷町七丁目1番39号	障がい者・高齢者をはじめ旅行者も移動しにくい東京のターミナルをバリアフリー案内できるマップを作成し印刷配布提供する事業	5,000,000
特定非営利活動法人 オーシャンゲート ジャパン	542-0086 大阪府大阪市中央区西心斎橋2-18-6 アベニュー心斎橋704号	障がい者・高齢者の心と体の健康を促進するための海洋ストレスコーピング&サポーター育成事業	960,000
特定非営利活動法人 ナポレオンフィッシュ	552-0003 大阪府大阪市港区磯路3-19-4 港産業会館別館5B	福祉作業所「ナポレオンフィッシュ」の工賃アップのための精密計量器新規導入事業	420,000
特定非営利活動法人 トウギャザー	556-0011 大阪府大阪市浪速区難波中3丁目9番1号 難波ビルディング403	福祉事業所で働く障害者の工賃向上のための商品開発と郵便協働による販売促進事業	3,500,000
社会福祉法人 あいえる協会	557-0013 大阪府大阪市西成区天神ノ森2-9-18	生活介護事業所ウィルの通所者送迎のための車両購入事業	1,400,000
社会福祉法人 あかつき福祉会	562-0045 大阪府箕面市瀬川3丁目3番21号	医療的ケアを必要とする重度重複障害者の日中活動の充実のための無償送迎事業	1,400,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 いきいき会	569-1147 大阪府高槻市土室町36番5号	高齢者への配食サービスにおける調理技術向上の為に必要なスチームコンベクション買い替え事業	800,000
特定非営利活動法人 コーチズ大阪	573-0127 大阪府枚方市津田元町三丁目30-16	認知症予防メソッドの普及及び指導者養成事業	5,000,000
特定非営利活動法人 福祉ネット寿	657-0012 兵庫県神戸市灘区一王山町8-8	「食育クック」開設のための汚染通路壁工事及び防水・防虫改修事業	2,975,000
社会福祉法人 朝来市社会福祉協議会	669-5152 兵庫県朝来市山東町楽音寺95番地	デイサービスセンターかしのき園ご利用者に安心・安全をお届けする最新特殊浴槽設置事業	3,000,000
社会福祉法人 姫路弘寿会	670-0848 兵庫県姫路市城東町竹之門6番地	特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの送迎・通院・外出用車両の更改事業	1,800,000
社会福祉法人 わたぼうしの会	630-8044 奈良県奈良市六条西3-25-4	障害のある人たちの所得向上のための商品の開発・生産および流通事業	5,000,000
社会福祉法人 生石会	640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々173	就労継続支援の利用者送迎および配達車両の更新事業	1,070,000
社会福祉法人 陸美会	649-6531 和歌山県紀の川市粉河2269番地(粉河保育園 職員室内)	名手保育園による屋外手洗い場老朽化による改修工事	570,000
社会福祉法人 あしーど	683-0064 鳥取県米子市道笑町二丁目126 桑本ビル1階	生活介護施設の支援継続のための大屋根の改修事業	3,850,000
特定非営利活動法人 東伯けんこう	689-2303 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万352-4	東伯けんこう作業所の外壁改修工事	3,120,000
一般社団法人 日本看取り士会	701-1154 岡山県岡山市北区田益582	市民の自宅幸せのための「日本の看取りを考える」イベント事業	500,000
社会福祉法人 同仁会	706-0143 岡山県玉野市木目1461番地	多機能型事業所「グレイス・のぞみ」の作業・活動場所への移動・送迎用車両の更改事業	2,500,000
社会福祉法人 広済会	708-0006 岡山県津山市小田中1412	特別養護老人ホーム奥津広済園の入所者及びショートステイ・デイサービスセンターにおける利用者の通院・外出・送迎用車両(車イス)の増備事業	770,000
特定非営利活動法人 どんぐりコロコロ	708-1123 岡山県津山市下高倉西1823番地1	障害福祉サービス事業所の薪小屋兼倉庫の収容力不足解消のための改修事業	850,000
社会福祉法人 三穂の園	713-8111 岡山県倉敷市玉島服部3788-1	障害児の日中一時支援・タイムケア事業実施のための送迎・外出用車両の更改事業	1,328,000
特定非営利活動法人 おかやま多機能サポートネット	714-0096 岡山県笠岡市九番町1-22	「高齢者等への安否確認を兼ねた配食事業」	300,000
社会福祉法人 恭和会	715-0026 岡山県井原市上出部町四季が丘20-7	通所介護事業所のリハビリ機器(下肢筋力増強機器)の老朽化に伴う機器更改事業	300,000
特定非営利活動法人 ひまわりの家	723-0052 広島県三原市皆実1丁目7-22	什器備品費事業(野菜運搬にかかる負担軽減の為)	130,000
社会福祉法人 広島県同胞援護財団	730-0051 広島県広島市中区大手町三丁目9番25号	障害者支援施設西志和農園の新規事業開拓のための製袋機の新規購入事業	5,000,000
社会福祉法人 北島町社会福祉協議会	771-0207 徳島県板野郡北島町新喜来字南古田88番地1	北島町社会福祉協議会の小地域における地域福祉向上のための送迎用車両の更改事業	1,650,000
特定非営利活動法人 藍住町手をつなぐ育成会	771-1224 徳島県板野郡藍住町東中富字西安永133番地59	就労継続支援B型事業所喫茶店作業部門の厨房設備等の作業効率向上のための改修事業	250,000
社会福祉法人 朝日園	761-0322 香川県高松市前田東町585番地5	利用者・地域住民の安全性及び効率性向上のためのエレベーター改修事業	5,000,000

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
社会福祉法人 宝寿会	807-0803 福岡県北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目12番24号	本城西保育園のプール老朽化のための新規購入整備事業	2,200,000
社会福祉法人 未来福祉会	811-3111 福岡県古賀市花見南2丁目13番13号	花見あおぞら保育園の3歳以上児用保育室の拡張のための改修事業	1,500,000
特定非営利活動法人 HEART Y. SMILE	813-0031 福岡県福岡市東区みどりが丘2-25-13	障がい福祉サービス事業所(生活介護及び就労継続支援B型)の授産事業用作業部屋の段差改修事業	900,000
更生保護法人 福岡弥生寮	814-0014 福岡県福岡市早良区弥生2丁目4番31号	更生保護施設福岡弥生寮での被保護者の出迎え、刑事施設等での収容者との面接、就労支援先の開拓、高齢者・病弱者の通院等及び処遇諸活動のための車両の更改事業	926,000
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会	818-0013 福岡県筑紫野市岡田三丁目11-1	不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座	300,000
特定非営利活動法人 九州補助犬協会	819-1100 福岡県糸島市志摩井田原76番地の20	当法人事務所兼訓練施設の障害者用車いすロープ設置及び補助犬等訓練・飼育管理設備改修事業	3,600,000
社会福祉法人 みのり保育会	825-0018 福岡県田川市番田町4番24号	園舎屋上の整備及び、地域の非常時避難場所の確保のための工事	1,700,000
社会福祉法人 ひびきの社	830-0041 福岡県久留米市白山町390番21	デイサービスセンターふじの郷の外出・送迎用車両の更改事業	1,000,000
社会福祉法人 三川福祉会	836-0065 福岡県大牟田市三川町二丁目85番地	傷病児の緊急送迎・遊具等運搬・各行事に必要な荷物運搬に係る車両の新規配備事業	600,000
特定非営利活動法人 訪問看護ステーション陽だまり	840-0857 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3138番地 山田ビル102号	訪問看護ステーション陽だまりの居宅サービスの訪問車両の更改事業	950,000
特定非営利活動法人 障害者生活支援センター蓮の実	849-1221 佐賀県杵島郡白石町大字新拓1252番地	障害を持つ子ども達の支援学校下校後や長期休暇等の居場所づくりのための施設整備事業	5,000,000
特定非営利活動法人 昴	851-3101 長崎県長崎市西海町1560番地9 長崎市琴海南部しらさぎ会館	生活困窮者支援のためのフードバンク事業における保管用冷凍庫の新規設置事業	4,500,000
社会福祉法人 岐宿園	853-0013 長崎県五島市上大津町596番地1	デイサービス坂の上の送迎・通院・外出・施設外行事等に運用する福祉車両の増備	1,000,000
社会福祉法人 双葉幼稚園	859-3223 長崎県佐世保市広田3-31-11	双葉幼稚園の下水道引き込み工事のための改修事業	1,000,000
社会福祉法人 アバンセ	861-4171 熊本県熊本市南区御幸西2丁目659番地3	「障がい者就労継続支援B型の送迎車両増備及び就労製品販売会参加増による売上アップ事業」	1,660,000
社会福祉法人 のぞみ作業所	863-0022 熊本県天草市栄町23-9	就労支援センターのぞみの利用者を移送するための車両の新規配備事業	1,316,000
社会福祉法人 至誠会	869-4222 熊本県八代市鏡町両出880番地の1	デイサービスセンター安寿の里、特別養護老人ホーム安寿の里の通院・外出・送迎用車両の更改事業	1,800,000
社会福祉法人 同朋福祉会	869-5222 熊本県八代市坂本町鶴喰2207-2	社会福祉法人あさひ保育園保育事業のための送迎用車両の購入	2,000,000
社会福祉法人 明峰会	879-0471 大分県宇佐市大字四日市4442番地1	軽費老人ホーム入居者の熱中症対策のための空調機器の購入事業	4,500,000
特定非営利活動法人 Re・Life	880-0022 宮崎県宮崎市大橋二丁目167番地	生活介護事業所ねいろの送迎用車両の新規整備事業	1,000,000
特定非営利活動法人 ドロップインセンター	880-0803 宮崎県宮崎市旭2丁目1番5号 総研ビル2階	乳幼児期の親のための切れ目のない子育て支援プログラム事業	4,000,000
特定非営利活動法人 こころ	885-0063 宮崎県都城市梅北町4200番地3	こころ水産部(A型)施設の作業効率等向上のための改修事業	3,319,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 紫原福祉会	890-0082	鹿児島県鹿児島市紫原5丁目14-3	児童福祉施設つくし保育園の組立大型プールの老朽化に伴う更改事業	1,200,000
特定非営利活動法人 市民後見人の会えらぶ	891-9111	鹿児島県大島郡和泊町大字手々知名568番地	認知症の人等にやさしい地域づくり「えらぶオレンジカフェ」事業	3,522,000
特定非営利活動法人 Ryouiku Circle はなはな	899-4305	鹿児島県霧島市国分郡田238番地1	「生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス事業を利用する重度障害を持つ児・者等を猛暑、寒気、風雨から守るために、移動に利用する外廊下を内廊下にし、屋内の待合を整備するための施設改修事業」	5,000,000
一般社団法人 オリーブの家	902-0073	沖縄県那覇市字上間189-3 1F	指定障害福祉サービス事業所「就労ネットワークオリーブの家」で行う障害者の就労訓練の為にレーザー加工機を用いた雑貨製造等の新規事業	498,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(3団体 3,394,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 市民航空災害支援センター	331-0823	埼玉県さいたま市北区日進町2丁目544番地1 埼玉NPOハウス内	社会福祉施設等がヘリコプターを活用して行う災害対応の訓練をする事業	500,000
特定非営利活動法人 ACT	399-9301	長野県北安曇郡白馬村大字北城2809-1	非常災害時捜索の為に災害救助犬育成事業	794,000
特定非営利活動法人 災害ボランティアネットワーク鈴鹿	510-0254	三重県鈴鹿市寺家三丁目33-33	災害時に弱者を守る「自主福祉避難所」づくりのための人材育成・普及事業	2,100,000

③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業(1団体 3,200,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 ピンクリボン大阪	590-0405	大阪府泉南郡熊取町大久保南4丁目4-43	「健康寿命増進のための女性がん(乳がん・子宮がん)の検診啓発(普及)活動事業」	3,200,000

④交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業(2団体 4,280,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 バイシクルエコロジー ジャパン	178-0065	東京都練馬区西大泉3-26-6	「自転車利用者の安全走行のための講習事業」	280,000
特定非営利活動法人 ジャパン使役犬活動センター	859-3242	長崎県佐世保市指方町1870番地1	風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行うための事業	4,000,000

⑤文化財の保護を行う事業(1団体 515,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 広島せら・マルベリークラブ	729-3302	広島県世羅郡世羅町川尻235-2	世羅・京丸 中世石造物屋外博物館(仮称)の整備と大看板の設置	515,000

⑥青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(40団体 56,668,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 白神自然学校一ツ森校	038-2723	青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字一ツ森町字上禰88-2	白神自然学校一ツ森校施設の屋根の腐食・雨漏り・安全確保対策のための改修事業	5,000,000
特定非営利活動法人 盛岡ユースセンター	020-0022	岩手県盛岡市大通3丁目1-23 クリエイトビル3階	不登校生と保護者および関係者のエンパワーメントのためのセミナーおよび体験活動事業	450,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 メリーゴランド	016-0878	秋田県能代市字臥竜山36番地2	子どもたちの「生きる力」を育むための冒険遊び場づくり事業	500,000
特定非営利活動法人 アフタースクール・ロベ	300-2655	茨城県つくば市島名2298 X-S T AGE I F 006号	低所得世帯のこどものための「学習支援」と「安心できる居場所」の提供活動事業	5,000,000
一般財団法人 栃木県青年会館	320-0066	栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号	栃木県青年会館の青少年活動支援のための送迎車両の増備事業	2,900,000
特定非営利活動法人 たけのこ	366-0801	埼玉県深谷市上野台129-3	たけのこ学童クラブの遊びの充実のための一輪車及び一輪車収納台の新規設置事業	160,000
特定非営利活動法人 小林住みよいまちづくり会	270-1313	千葉県印西市小林北2-9 コスモプラザ2階	第11回小林鯉のぼり大会	200,000
特定非営利活動法人 子どもっとまつど	271-0051	千葉県松戸市馬橋2855番地 マンションニュー松戸407号	主に学童期の子どもと障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	500,000
公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会	102-0093	東京都千代田区平河町1丁目8番2号 山京半蔵門パレス303号	インターネット利用に係る非行及び被害防止対策の推進のためのセミナー事業	500,000
特定非営利活動法人 キッズドア	104-0033	東京都中央区新川2-1-11 八重洲第1パークビル7階	低所得世帯の中3生のための無料高校受験対策学習会事業	3,000,000
特定非営利活動法人 おやじ日本	150-0042	東京都渋谷区宇田川町5-2 渋谷区役所神南分庁舎3階	公立小中学校の児童生徒を対象とするキャリア教育のための学校と企業との連携を支援する「未来教室」事業	2,639,000
特定非営利活動法人 東京児童文化協会	162-0804	東京都新宿区中里町3番地	高齢者や被災者を励ますための「お手紙キャラバン隊」事業	5,000,000
特定非営利活動法人 芸術資源開発機構	168-0082	東京都杉並区久我山5-23-2	高校生の「生きる力」をはぐくむための美術鑑賞教育を変革する事業	450,000
特定非営利活動法人 聴覚障害教育支援大塚クラブ	170-0004	東京都豊島区北大塚1-33-22-203 ソンシエ北大塚	聴覚障害児教育の専門性を担保するための指導者用教材DVD等制作事業	4,000,000
公益財団法人 日本郵趣協会	171-0031	東京都豊島区目白1-4-23 切手の博物館4階	障がいのある児童生徒の自立や社会参加のための「特別支援教育」推進事業	500,000
特定非営利活動法人 市民共同学習プロジェクト子どもひろば	208-0002	東京都武蔵村山市神明2-38-18	不審者の犯罪被害から子どもを守るための安全講習事業	440,000
特定非営利活動法人 ふぁみりーさぼーと のあ	247-0024	神奈川県横浜市栄区野七里一丁目37-10	障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりの特性に応じた特別支援教育事業	500,000
特定非営利活動法人 湘南市民メディアネットワーク	251-0052	神奈川県藤沢市藤沢93 新堀ライブ館2階	「かながわNPO映像祭」(映像をツールにした青少年のインターンシップ教育のモデル事業)	500,000
社会福祉法人 毅行福祉会	936-0854	富山県滑川市小林69番地	あおぞらクラブ(学童保育)の児童健全育成事業推進のための送迎・外出用車両の増備事業	3,000,000
公益財団法人 金沢子ども科学財団	920-0913	石川県金沢市西町三番丁16番地	児童生徒のハイレベルな算数・数学問題へのチャレンジを支援するオリンピック支援講座事業	400,000
公益財団法人 丸岡文化財団	910-0298	福井県坂井市丸岡町霞町1-41-1	青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業	500,000
特定非営利活動法人 命のバトン	918-8202	福井県福井市大東1丁目11番18号	小学生に、AEDを用いた心肺蘇生法と「命」の尊さを伝えるBLS授業の普及拡大事業	400,000
特定非営利活動法人 富士見町体育協会	399-0213	長野県諏訪郡富士見町乙事1000番地 富士見町海洋センター内	スポーツを通じて青少年の健全育成活動を図るための活動事業のうち「幼児～少年を対象とする新規事業」の立ち上げ	380,000
特定非営利活動法人 しずおか環境教育研究会	422-8002	静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	環境教育の場の創造のための担い手創出事業	500,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 サンフォレスト	422-8071	静岡県静岡市駿河区豊原町2番15号	ひきこもりの青少年に対するジョブ・トレーニング事業	475,000
特定非営利活動法人 子育て・子育て支援NPOたんぽぽ	457-0863	愛知県名古屋市中区豊4-10-6 堀田サンハイツA-512	子育て問題を解決するための講座事業	300,000
特定非営利活動法人 日本こころのカウンセリング協会	471-0823	愛知県豊田市今町3-7-50	不登校や引きこもりのサポーター養成のための講習会事業	500,000
特定非営利活動法人 子どもアイデア楽工	510-0211	三重県鈴鹿市東旭が丘三丁目12-16	経験豊かな地域高齢者や先輩ママと新興住宅地に住む子育て不安の孤立ママを対象に、子育て・母親支援のための「ママカフェ」活動事業	5,000,000
特定非営利活動法人 チャイルドラインMIEネットワーク	514-0125	三重県津市大里窪田町2709-1	子ども支援者を地域に広げ、子どもの声を発信する事業	700,000
特定非営利活動法人 あめんど	520-2133	滋賀県大津市野郷原2-3-7	不登校児、発達障がい児、及び生活困窮者家庭の子どもへの放課後学習支援事業	500,000
特定非営利活動法人 モスグリーンEco	522-0323	滋賀県犬上郡多賀町一ノ瀬330番地	琵琶湖のヨシと、コケを使った子供達の環境保全体験学習	317,000
特定非営利活動法人 すいた体験活動クラブ	565-0854	大阪府吹田市桃山台2-3-10-402	児童たちが校庭で「二毛作」と「地産地消」を実体験する学習支援事業	500,000
特定非営利活動法人 BBフューチャー	591-8034	大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3丁165-1	子どもたちが短期的結果にとらわれず、のびのびと能力を伸ばすための野球指導現場環境整備事業	493,000
特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	599-0202	大阪府阪南市下出477-5	「18歳までの子どもの声を聴く相談員配置」のための基盤整備事業	450,000
特定非営利活動法人 情報セキュリティ研究所	646-0011	和歌山県田辺市新庄町3353-9 (Big・U内)	子どもたちの情報リテラシーを育むための「サイバー探偵団子ども塾」事業	2,684,000
特定非営利活動法人 えひめ子どもチャレンジ支援機構	791-1136	愛媛県松山市上野町甲650番地 愛媛県生涯学習センター内	青少年の健全育成を支える地域教育の再構築事業	500,000
特定非営利活動法人 仁淀川お宝探偵団	781-2124	高知県吾川郡いの町八田1467	「仁淀川国際水切り大会を開催する事で青少年の環境を考慮した健全育成のための活動事業」	500,000
特定非営利活動法人 KAプロジェクト	869-3601	熊本県上天草市大矢野町登立14147-4	青少年の健全育成のための自然体験教室事業	500,000
社会福祉法人 別府福祉会	897-0215	鹿児島県南九州市川辺町平山3824番地2	別府保育園併設別府児童館のオートランドを、地域の子どもたちが伝承あそびを楽しむ館に改修事業	4,200,000
一般財団法人 沖縄県青年会館	900-0033	沖縄県那覇市久米2丁目15番23号	沖縄県青年会館を利用する青少年団体の活動促進のための輸送・運搬用車輛の購入事業	1,630,000

⑦健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(3団体 1,323,000円)

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
特定非営利活動法人 日本カルチャーヨガ協会	359-1106	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘1-68-6	視覚障がい者の健康増進及び交流の為にヨガ事業	500,000
特定非営利活動法人 伊賀フューチャーズクラブ	518-0861	三重県伊賀市上野東町2957 ナカムラビル3F	中高年者の健康保持増進のための、ノルディックウォーキング普及展開事業	500,000
特定非営利活動法人 かほくスポーツクラブ	682-0013	鳥取県倉吉市福庭337	運動広場や保育園等の緑化・芝生再生による子どもたちの運動環境の整備と落ち葉や剪定くずの堆肥化等によるごみ減量化事業	323,000

⑧開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業(1団体 4,280,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 メンター ネット	700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ2階ゆうあいセンター3号室	外国人介護技能実習生受入のための日本語教育及び各種講習事業	4,280,000

⑨地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業
(10団体 20,154,000円)

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 エコ・モビリティ サッポロ	060-0906 北海道札幌市東区北6条東2丁目3-6 松崎ビル1F	真駒内エリアにおける観光、移動のための自転車タクシーによる交流事業	500,000
特定非営利活動法人 青森県樹木医会	039-3501 青森県青森市大字浅虫字坂本9-33	十和田神社参道のスギ並木を後世に残すための診断調査及び整備事業	1,980,000
特定非営利活動法人 地球の緑を育てる会	300-2358 茨城県つくばみらい市陽光台1-1-2 センチュリーつくばみらい平B-829	育苗施設の苗木冬越し用温室のビニール破損の修繕事業	800,000
特定非営利活動法人 地球温暖化防止ぐんま県民会議	371-0016 群馬県前橋市城東町2-3-8 城東パーキングビル1階	群馬県の本気エコリーダー養成のための人材育成事業	2,500,000
特定非営利活動法人 富士山測候所を活用する会	102-0083 東京都千代田区麴町1-6-9 D I K 麴町ビル901	地球環境観測拠点としての富士山測候所の労力提供型整備事業	3,920,000
特定非営利活動法人 環境修復保全機構	195-0064 東京都町田市小野路町2987-1	低炭素・循環型社会の形成促進に向けたカーボンプールマイスターの育成事業	2,880,000
特定非営利活動法人 ウッディ阿賀の会	950-3304 新潟県新潟市北区木崎1835-1	間伐材・枝打ち材を活用した環境教育空間造成のための粉碎チップーおよび運搬車の新規設置事業	1,150,000
特定非営利活動法人 どんぐりモンゴリ	480-1151 愛知県長久手市久保山1925番地	子供たちができる東北復興活動『どんぐりで生き物を育む森づくり』への苗木育成と植樹	500,000
特定非営利活動法人 きょうとグリーンファンド	600-8191 京都府京都市下京区五条高倉角堺町21 事務機のウエダビル206	小規模保育園Cherry's Hug東向日園の環境保全・防災のための太陽光発電設備新規設置事業	2,000,000
特定非営利活動法人 美ら海振興会	900-0005 沖縄県那覇市天久2-14-20	チービシ・慶良間のサンゴ礁保全のためのサンゴ植え付け事業	3,924,000

(2) 東日本大震災の被災者救助・予防(復興)助成(27団体 92,766,000円)

東日本大震災による被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業

配分団体		使 途 内 容	配分額(円)
名 称	住 所		
特定非営利活動法人 北海道ふるさと帰帰支援センター	064-0808 北海道札幌市中央区南8条西2丁目市民活動プラザ星園405号	被災者のための居住地に関する相談支援を中心とした生活の質(QOL)の向上事業	3,260,000
特定非営利活動法人 居場所創造プロジェクト	022-0001 岩手県大船渡市末崎町字平林54-1	東日本大震災被災地における地域住民の共助の場「居場所ハウス」を通じた地域の復興事業	4,000,000
特定非営利活動法人 いわて連携復興センター	026-0021 岩手県釜石市只越町2-8-1	支援団体が発行した広報物等を収集・まとめ・発信するとともに、中間支援組織の活動履歴や教訓をまとめる冊子制作事業	4,760,000
特定非営利活動法人 吉里吉里国	028-1101 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里3-6-28	大槌の地域復興のための大槌の森林の再生と人材の育成事業	3,379,000
学校法人 縦木学園	028-1122 岩手県上閉伊郡大槌町桜木町2-24	被災者及び被災施設の生活環境改善のための復興支援事業	4,250,000
特定非営利活動法人 子どもの村東北	980-0021 宮城県仙台市青葉区中央2-7-30 角川ビル402	震災孤児等の家庭的環境を整え専門的支援を行うための「子どもの村東北」センターハウス事業	1,421,000
特定非営利活動法人 仙台傾聴の会	981-1232 宮城県名取市大手町5丁目6-1	傾聴活動による被災者支援・人材育成	5,000,000

配分団体		住所	使 途 内 容	配分額(円)
名 称				
社会福祉法人 輝宝福祉会	986-2123	宮城県石巻市伊勢町198番2	被災地の新たなコミュニティを未来につなぐ子育て支援事業	4,500,000
特定非営利活動法人 みやぎ子ども養育支援の会	987-1103	宮城県石巻市北村字米倉75番地	被災地(石巻市とその周辺地域)の子育てを支援する事業	3,500,000
特定非営利活動法人 生命と環境保全	989-0244	宮城県白石市上久保3番2号	みやぎ山元地区海岸防災林再生活動のための事業	1,121,000
特定非営利活動法人 亙理いちごっこ	989-2351	宮城県亙理郡亙理町字南町東10-1	東日本大震災被災地域住民のためのコミュニティ創出及び食を通じた交流事業	4,250,000
一般社団法人 シャローム福祉会	960-1241	福島県福島市松川町東原17-3	被災障がい者の雇用促進のための新規DTP企画開発事業	3,990,000
特定非営利活動法人 チームふくしま	960-8055	福島県福島市野田町6丁目7番8号ツインコートB-103	福島の復興と震災風化対策のための復興支援事業	3,527,000
特定非営利活動法人 ビーンズふくしま	960-8066	福島県福島市矢剣町22-5	避難している子どもの学習・遊び・生活環境整備と地域コミュニティ再形成・維持のための復興支援事業	4,250,000
特定非営利活動法人 表郷ボランティアネットワーク	961-0416	福島県白河市表郷金山字越堀151番地1	被災地高齢者の生活支援(ご用聞き)及び原子力災害風評被害払拭、安心・安全PR事業	1,990,000
公益社団法人 田村市シルバー人材センター	963-4312	福島県田村市船引町船引字南町通52番地	被災高齢者世帯等の住環境及びライフライン確保のための自走式草刈機及び除雪機の新規設置事業	4,250,000
特定非営利活動法人 しんせい	963-8022	福島県郡山市西ノ内1丁目25-2	仮設住宅でひきこもりがちになっている障がい者が元気で明るく活動に参加する場をつくる	2,299,000
特定非営利活動法人 会津地域連携センター	965-0035	福島県会津若松市馬場町1-20-2F	会津に避難されている方への生活応援・交流・コミュニティ再生事業	3,950,000
特定非営利活動法人 とみおか子ども未来ネットワーク	979-1151	福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚391-47	原発避難者の避難に関する経緯を次世代へ継承する為の事業	4,244,000
特定非営利活動法人 災害復興支援ボランティアネット	979-2124	福島県南相馬市小高区本町2丁目57	南相馬市の被災者の帰還・移転準備等の復興支援事業	3,500,000
特定非営利活動法人 たすけあいの会ふれあいネットまつど	270-0003	千葉県松戸市東平賀7番地の2	東日本大震災により千葉県東葛飾地域へ避難している方たちへの生活相談・支援、と交流サロン黄色いハンカチ開設・運営プロジェクト	5,000,000
特定非営利活動法人 山の自然学クラブ	168-0071	東京都杉並区高井戸西1-26-5	地産材・現地発生木を活用した建築と、地域間連携による支援と協働のプロジェクト	2,295,000
特定非営利活動法人 R. I. L a	207-0012	東京都東大和市新堀2-1453-61	東京湾奥の干潟の放射能調査の為の調査用ボートの新規設置事業	3,500,000
特定非営利活動法人 アレルギーを考える母の会	241-0024	神奈川県横浜市旭区本村町17-1-106	東日本大震災被災地域のアレルギー児を支える研修事業	2,500,000
特定非営利活動法人 菜の花プロジェクトネットワーク	521-1311	滋賀県近江八幡市安土町下豊浦3番地	福島県での「菜の花プロジェクト」による農地再生と地域復興のためのボランティア事業	1,955,000
特定非営利活動法人 和	600-8833	京都府京都市下京区七条大宮西入西酢屋町10	京都府への広域避難者のための相談・交流拠点「福興サロンNagomi」運営事業	2,975,000
特定非営利活動法人 MAKE THE HEAVEN	651-1145	兵庫県神戸市北区惣山町1-14-1	被災沿岸部の防潮林づくりの為の地元樹種の確保と緑化活動事業	3,100,000

配分団体が守らなければならない事項

1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

2 実施計画の変更等

(1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。

(2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

(3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

5 配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。

6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

21,190,584円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

7,401,596円

(3) 合計

28,592,180円

3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

**平成28年用寄附金付お年玉付郵便葉書等に
付加された寄附金の配分団体等の認可について**

**平成28年3月28日
総務省**

第1 寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

1 配分対象事業等

日本郵便株式会社は、寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金について、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第2項により以下の事業を行う団体に対して寄附金を配分することが可能となっており、日本郵便株式会社は以下の10の事業について公募を行い、配分団体毎に配分すべき額を決定することとしている。

- ①社会福祉の増進
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止
- ⑥文化財の保護
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育
- ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護
- ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

また、お年玉法第7条第4項により、日本郵便株式会社は、配分すべき額を決定するに当たっては、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途についての監査に関する事項を定めることとしている。

2 総務大臣の認可

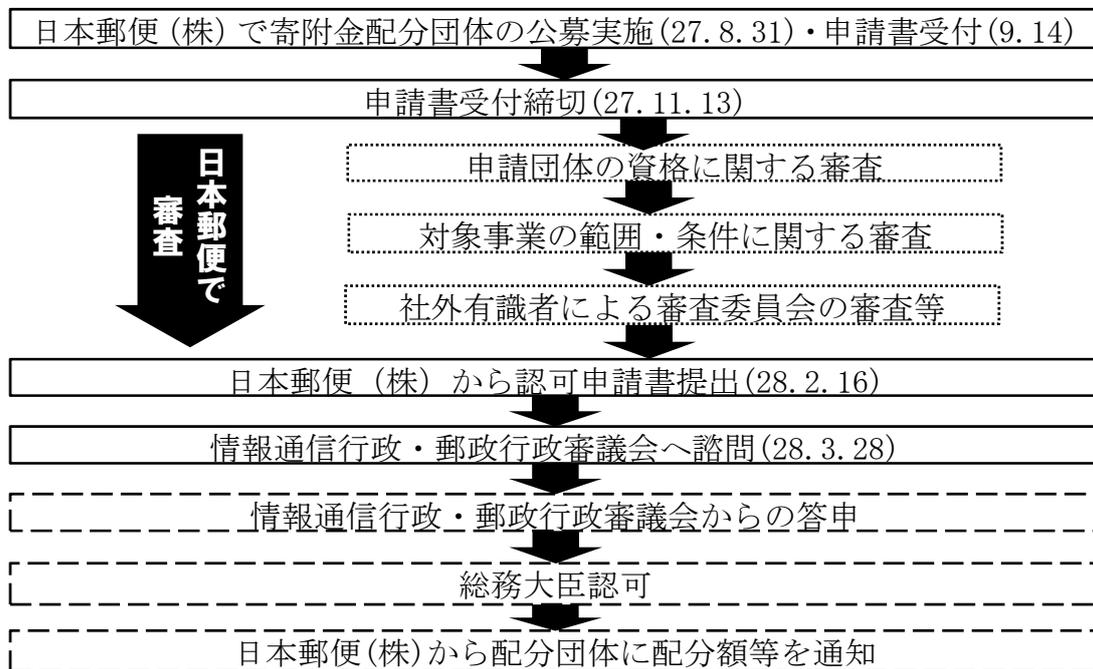
お年玉法第7条第5項に基づき、日本郵便株式会社がとりまとめた寄附金を配分団体毎の配分すべき額等を決定するに当たっては、総務大臣の認可を要することとなっており、平成28年用寄附金付年賀葉書等に付加された寄附金について、今回、認可申請を受けたところ。

3 審議会への諮問

お年玉法第11条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっており、今回諮問を行っているもの。

第2 日本郵便株式会社の寄附金配分団体の公募

1 寄附金配分までの流れ



2 公募の概要

日本郵便株式会社では、平成27年8月に寄附金配分団体の公募を開始。

(1) 配分対象事業

平成29年3月末日までに完了するもので、第1の1①～⑩のとおり。

(2) 助成分野

- ア 活動・一般プログラム
- イ 活動・チャレンジプログラム
- ウ 施設改修
- エ 機器購入
- オ 車両購入
- カ 東日本大震災の被災者救助・予防（復興）【特別枠】

(申請可能団体)

- ア～オ：社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）
- カ：営利を目的としない法人（上記団体に加え、生協法人、学校法人等）

(3) 連続年配分の制限

2年連続して同一団体（法人）は助成不可。

（前回、上記のイ又はカ分野で事業実施の場合並びに今回、カ分野で事業実施の場合を除く。）

第3 日本郵便株式会社からの申請

1 概要

平成28年の寄附金付年賀葉書・年賀切手で寄せられた寄附金の配分について、次の(1)～(3)の申請があったもの。

(1) 配分金・配分団体の決定(お年玉法第7条第4項)

ア 配分金

(ア) 寄せられた寄附金額

	販売枚数	寄附金額
寄附金付年賀葉書 (52円+寄附金5円)	9,205万枚	4億6,027万円
寄附金付年賀切手 (52円+寄附金3円)	1,007万枚	3,021万円
寄附金付年賀切手 (82円+寄附金3円)	99万枚	296万円
合計	1億0,311万枚	4億9,344万円

(イ) 配分原資と配分金

寄附金額①	4億9,344万円
前年からの繰越金②	2,586万円
配分費用③	2,859万円
配分原資④(①+②-③)	4億9,070万円
配分金⑤	4億8,795万円
繰越金(④-⑤)	275万円

(万枚・万円未満は四捨五入)

イ 日本郵便株式会社が寄附金を配分しようとする団体数 243団体

(2) 配分団体が守らなければならない事項(お年玉法第7条第4項)

配分金の目的外利用禁止や他の資金と区別して経理すること等を定めている。

(3) 配分金の使途についての監査に関する事項(お年玉法第7条第4項)

配分団体の監査応諾義務や監査の実施方法等を定めている。

2 日本郵便株式会社における寄附金配分の考え方

(1) 審査方法

ア 適格性審査

- ①申請可能な法人格を有していること
- ②2年連続して配分を受けるものでないこと（前回、東日本大震災の被災者救助・予防(復興)又は活動・チャレンジプログラムによる事業実施の場合並びに今回、東日本大震災の被災者救助・予防(復興)による事業実施の場合は除く。）
- ③必要な添付書類が付されていること
等について審査を実施。

イ 配分審査

申請1件当たり2名の審査委員により審査・評価し、審査委員会に報告・審議。申請事業の内容評価のほか、より多くの団体に配分が可能になるよう、定量的条件を加味して優先順位をつける。

【申請事業に期待する項目】

- 先駆性の高い事業であること
- 社会的ニーズとその波及効果の高い事業であること
- 事業計画の明確性・実現性が高い事業であること
- 事業実施の緊急性の高い事業であること

【定量的条件】

- 寄附金申請額が少額
- 一定の自己負担がある。自己負担額割合が高い
- 団体の前年度決算における次期繰越剰余金がより少額

(2) 団体からの申請と採択状況

日本郵便宛の 団体からの申請		日本郵便の配分 (案)		採択率	
件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額
965	262,971	243	48,795	25.2%	18.6%
(1009)	(275,435)	(284)	(56,191)	(28.1%)	(20.4%)

(括弧内は前年)

第4 審査結果

お年玉法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金から控除される次の費用が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金のとりまとめのため日本郵便株式会社（以下「会社」という。）において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度）（法第7条第2項）</p>	<p>適</p>	<p>会社は、寄附金の額から控除する費用の額のうち、寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに当該寄附金に係る取りまとめのために特に要した費用として、寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）等を計上しているところ、会社より申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されていることを確認しており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のために特に要する費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されていると認められ、かつ、法第7条第2項に定める限度額を超えないものであることから、当該費用の額については、妥当なものと認められる。</p> <p>※今回の寄附金の配分に当たって会社が控除する費用（注：万円未満は四捨五入）</p> <p>ア 寄附金付お年玉付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのために特に要した費用</p> <p>（ア）使途 寄附金公募の周知費用（新聞広告掲載料等）、業務委託費等</p> <p>（イ）金額 2,119万円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用</p> <p>（ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等</p> <p>（イ）金額</p>

審査基準	審査結果	理由
		740万円 ※法第7条第2項で定める上限 (寄附金額4億9,344万円 の100分の1.5に相当する 額:740万円)の範囲を超えていない。
寄附金が、社会福祉の増進を目的とする事業等の法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てられていること。 (法第7条第3項)	適	配分団体の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請団体の資格及び法第5条第2項各号に掲げる事業を行う団体か否かについての内容審査を行った上で公募時に公表している審査基準にのっとり、社外有識者から構成される審査委員会で審議等を経て付された優先順位に従って決定している。 配分団体ごとの配分すべき額の決定については、寄附金の公募要領によれば、会社において、申請額を基本として審査委員会が行う査定に基づいて決定していることから、公正であると認められる。以上により、配分団体及び配分団体ごとの配分すべき額の決定は妥当なものと認められる。
配分に係る寄附金(以下「配分金」という。)の用途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	配分団体が守らなければならない事項としては、配分金の用途制限、実施計画の変更、配分金の経理等に関するものを定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。
配分金の交付、配分金の用途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項が定められていること。 (法第7条第4項)	適	監査に関する事項としては、監査に応ずる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法を定めており、配分金の用途の適正を確保するために必要十分なものであることから、妥当なものと認められる。

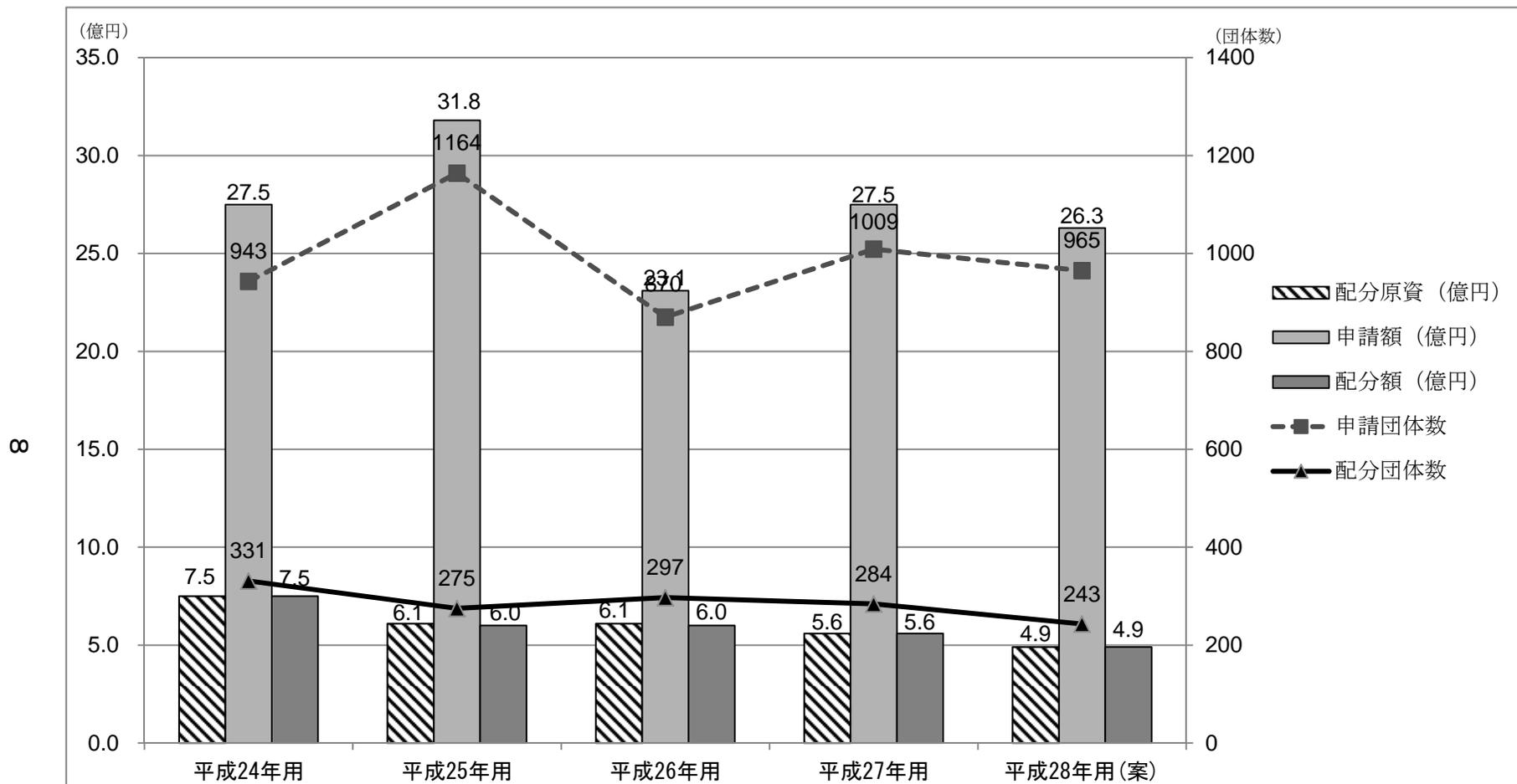
參考資料

1 日本郵便（株）の寄附金の事業別配分推移

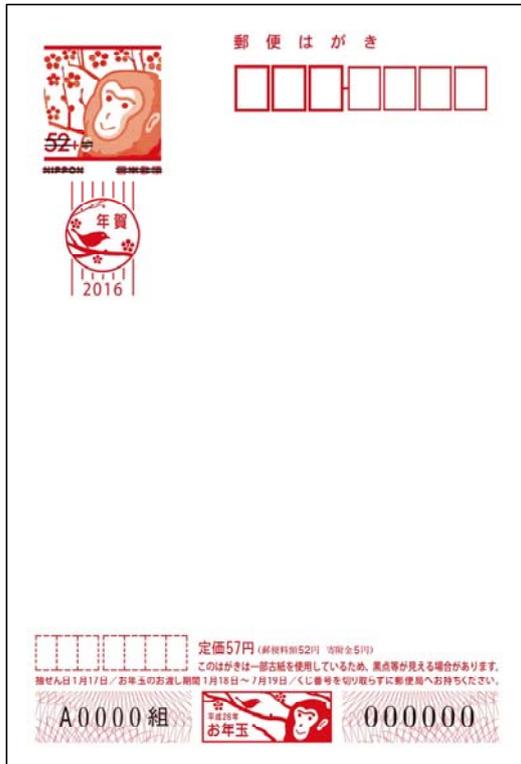
(金額：万円)

事業\項目	平成24年用		平成25年用		平成26年用		平成27年用		平成28年用(案)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業（社会福祉増進）	226	43,132	180	34,951	215	39,618	202	40,132	155	30,137
2号事業（非常災害救助・予防）	39	14,991	30	10,735	26	10,136	31	8,612	30	9,617
（再掲）東日本大震災	33	13,087	29	10,686	24	9,659	27	7,821	27	9,277
3号事業（特殊疾病治療・予防）	4	1,300	3	550	0	0	2	336	1	320
4号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	1	320	0	0	1	50	1	28	2	428
6号事業（文化財保護）	3	1,020	3	589	3	750	2	473	1	52
7号事業（青少年健全育成）	35	5,867	39	6,111	39	5,640	36	4,812	40	5,667
8号事業（健康保持増進）	1	255	1	11	1	50	3	300	3	132
9号事業（海外留学生援護）	0	0	2	840	0	0	2	270	1	428
10号事業（地球環境保全）	22	7,809	17	6,225	12	4,158	5	1,229	10	2,015
計	331	74,694	275	60,011	297	60,402	284	56,191	243	48,795

2 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便（株）への申請・配分状況



3 平成28年用寄附金付の年賀葉書と年賀切手



【全国版：寄附金付年賀葉書（52円+寄附金5円）】

■意匠：「さると梅」



【寄附金付年賀切手（52円+寄附金3円）】

■意匠：大津絵十二支土鈴（おおつえじゅうにしどれい）
「申（さる）」

■印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm



【寄附金付年賀切手（82円+寄附金3円）】

■意匠：土佐和紙漆喰張り子（とさわしっくいはりこ）
「こだき申（さる）」

■印面寸法（縦×横）：48.0mm×22.5mm

4 関係法令条文

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号）

第二条 会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 発行の数
- 二 販売期間
- 三 くじ引の期日
- 四 前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
- 五 前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

- 一 社会福祉の増進を目的とする事業
- 二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- 三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- 四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- 五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- 六 文化財の保護を行う事業
- 七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- 八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
- 九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- 十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

- 一 寄附目的
- 二 発行の数
- 三 販売期間
- 四 付加される寄附金の額

- 4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

(寄附の委託)

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

(寄附金の処理等)

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

- 2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。
- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条 配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

(寄附金の経理等)

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条 会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

(協議等)

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

(政令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第十三条 第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）

(寄附金の配分を受けようとする団体の公募)

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

(審議会等で政令で定めるもの)

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

報道関係者各位

2015年8月31日

日本郵便株式会社

2016（平成28）年度年賀寄附金配分団体の公募

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 高橋 亨）は、2016（平成28）年度年賀寄附金配分団体の公募を2015（平成27）年9月14日（月）から開始します。

寄附金付年賀葉書による年賀寄附金助成は、1949（昭和24）年に始まり、今年で67年目を迎え、この歴史を重ねる中で、日本固有の寄附文化に発展してきました。寄附金付年賀葉書は、戦後の社会経済の復興という時代背景の下で、国民の福祉の増進を図ることを目的として発行され、1949（昭和24）年にはお年玉付郵便葉書等に関する法律が制定されました。1991（平成3）年には寄附金付年賀切手も発行され、これまでに寄せられた寄附金による配分額の総額は約493億円に上ります。これまでに多くの寄附をお寄せいただいた皆さまの、心優しい温かいお力添えに心から感謝申し上げます。

お預かりしました寄附金は、総務大臣の認可を経て、法律で定められた10の事業を行う全国各地の多くの団体に配分され、地域及び社会の発展、環境保全に大きく貢献し、果たしてきた役割は非常に大きいと考えます。

また、2016（平成28）年度年賀寄附金の配分においても、2015（平成27）年度に引き続き、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を支援するために、特別枠として「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」を設定しています。

皆さまからのより多くの申請をお待ちしています。

1 配分助成事業

(1) 配分対象団体

次のアに掲げる法人であって、イの事業を行う団体が対象となります。

ア 一般枠：社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

特別枠：営利を目的としない法人

イ 「お年玉付郵便葉書等に関する法律」（昭和24年法律第224号）に定められた10の事業

（ア）社会福祉の増進を目的とする事業

（イ）風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

（ウ）がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

（エ）原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

（オ）交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

（カ）文化財の保護を行う事業

（キ）青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

（ク）健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

（ケ）開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

（コ）地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

※ 特別枠の「東日本大震災の被災者救助・予防（復興）」については、上記（イ）の事業のうち、特に「東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業」を対象とします。

(2) 配分事業分野

配分事業は次の6つの分野とします。

ア 一般枠

- (ア) 活動・一般プログラム
- (イ) 活動・チャレンジプログラム
- (ウ) 施設改修
- (エ) 機器購入
- (オ) 車両購入

イ 特別枠

東日本大震災の被災者救助・予防（復興）

(3) 申請金額（上限）

申請金額の上限は、1件当たり500万円とし、活動・チャレンジプログラムについてのみ50万円とします。

2 配分申請の受付期間

2015（平成27）年9月14日（月）～同年11月13日（金）（当日消印有効）

3 配分申請要領・配分申請書

配分申請要領は、本日より、日本郵便株式会社Webサイト（<http://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/index.html>）に掲載します。

また、配分申請書は、年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）に掲載します（申請書は、配分事業分野ごとに6種類ありますので、いずれか1つを選択してください。）。

4 配分申請書類の送付先

100-8798 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
日本郵便株式会社 総務部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

（参考）

別添：「2013（平成25）年度年賀寄附金配分事業の事例紹介」

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 経営企画部 広報室 報道担当
電話：（直通）03-3504-9798

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 総務部 環境・社会貢献室
電話：（直通）03-3504-4401

2016(平成 28)年度年賀寄附金 配分申請要領
— 社会貢献事業への配分金申請の公募 —

社会貢献事業に対する 2016(平成 28)年度年賀寄附金の配分団体を
次のとおり公募いたします。

申請受付期間：2015(平成 27)年 9 月 14 日(月)～同年 11 月 13 日(金)

(※締切日が昨年度と異なりますので、ご注意ください。)

1. 年賀寄附金について

年賀寄附金配分事業は、「お年玉付郵便葉書等に関する法律」(1949(昭和 24)年法律第 224 号)に基づいて、日本郵便株式会社がこれを行っており、「寄附金付お年玉付郵便葉書」(以下「寄附金付年賀葉書」という。)及び「寄附金付お年玉付郵便切手」(以下「寄附金付年賀切手」という。)の寄附金を、法律に定められている 10 の事業のいずれかの事業を行う団体に配分します。

寄附金付年賀葉書は、国民の福祉の増進を図ることを目的として、1949(昭和 24)年 12 月から、寄附金付年賀切手は、1991(平成 3)年から発行しています。

2. 申請可能事業

申請可能事業は、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定された 10 の事業のいずれかに該当し、かつ、申請法人の定款又は寄附行為に基づいて行う事業とします。

また、日本国内で実施される事業を対象とし、海外で実施される事業は除きます。

なお、海外活動を行う団体が国内で行う啓発事業等は、国内で行われる事業として対象とします。

表 1 お年玉付郵便葉書等に関する法律第 5 条第 2 項に規定された 10 の事業

①社会福祉の増進を目的とする事業	⑥文化財の保護を行う事業
②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業	⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業	⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業	⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業	⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業

3. 年賀寄附金配分事業の分野

年賀寄附金配分事業は、下表の助成分野に分けて行います。

表2 助成分野及び申請可能額

助成分野		申請可能額
一般枠	活動・一般プログラム 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～500万円まで
	活動・チャレンジプログラム (*1) 公益活動を行う団体の福祉・人材育成・普及啓発・イベント又は新規事業を支援	～50万円まで
	施設改修 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な施設の改修等を支援	～500万円まで
	機器購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために必要な車両以外の機器の購入を支援	
	車両購入 公益活動を行う団体の事業をより効率的・効果的に実施するために車両の購入を支援	
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興） (*2) (活動・施設・機器・車両の区分はありません)	～500万円まで

(*1) 活動・チャレンジプログラムは、新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、配分の裾野が広がることを企図しています。そのため、毎年度の申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能となっています。4年間継続せずに単年度で完了することや、また、途中の年度から「活動・一般プログラム」としてより大きな事業を申請することも可能です（詳細は6(2)「連続年配分の制限」を参照してください。）。

(*2) 特別枠の東日本大震災の被災者救助・予防（復興）配分については、表1の②の事業のうち、特に東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を目的とする事業を対象とします。

(*3) カーボンオフセット活動を含む事業については、一般枠の活動・一般プログラムで申請してください。その場合、表1の10の事業のうち⑩の事業となります。

4. 申請可能団体

申請可能団体は、下表に掲げる法人 (*4) であって、申請時直近の決算時において法人登記後1年以上が経過し、かつ、過去1年間を期間とする年度決算書が確定している法人とします。また、法令に定める事業報告書等の作成及び提出等、法令上法人として求められる義務を順守している必要があります。

(*4) 一般社団法人及び一般財団法人は、2014(平成26)年度から、一般枠においても申請可能団体となっております。

表3 申請可能団体

助成分野	申請可能団体
一般枠	社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人（NPO法人）
特別枠	営利を目的としない法人（具体的には、一般枠申請可能団体に加え、生協法人、学校法人等）

5. 対象となる経費

対象となる経費は、助成分野ごとに下表のとおりです。

表4 対象となる経費

助成分野	対象経費
一般枠	
活動・一般 活動・チャレン ジ	<p>①活動経費は別冊「2016(平成 28)年度 年賀寄附金配分事業 活動分野配分対象経費基準」(以下「経費基準」といいます。)の範囲内とします。</p> <p>②経費基準に記載された配分対象外経費は、事業総額、申請額、自己資金額のいずれにも計上しないでください。</p>
施設改修	<p>①建物と外構が配分対象です。建物については、壁、窓、床、天井、屋根等の修復、間取りの変更工事、水周り工事及び耐震工事が配分対象です。また、外構工事は門、塀、柵、植栽、物置等の設置若しくは修復工事又は工事の伴う水泳プール、ビオトープ、園庭に固定する大型遊具、ツリーハウス等に関わる工事が配分対象です。</p> <p>※建物、土地と一体とみなされるものの設備の設置は「施設改修」となります。単体で取り外しや移動が容易にできるものの設備(照明器具、固定しない遊具等)については、その設置工事を含めて「機器購入」で申請してください。</p> <p>②自ら所有する施設又は公的施設を配分対象とします。借用施設の改修については、原則として、貸主と団体との間で、有償、無償を問わず、5年以上の長期貸与契約がなされており、かつ、2016年4月1日時点において残存契約期間が3年以上であるものを対象とします。なお、文化財の補修等の場合は、その限りではありません。</p>
機器購入	<p>①機器本体費用及び設置工事費用が配分対象です。</p> <p>②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は配分対象外です。</p>
車両購入	<p>①購入する車両は1台のみとし、車両本体価格及びその消費税を配分対象とします。付属品及びオプション品の購入費用並びに税金及び登録諸費用は配分対象外です。見積書及び事業完了時の領収書は、車両本体価格及びその消費税とそれら以外が分かるものを提出していただきます。</p> <p>②配備後、自ら所有するものとし、リース及びレンタルによる配備や中古品の購入は配分対象外です。</p>
特別枠	
東日本大震災の被災者救助・予防(復興)	<p>①活動・施設・機器・車両の区分はありませんが、活動については、別冊の経費基準の範囲内としてください。</p> <p>②また、施設改修、機器購入、車両購入を含めて申請することができます。その場合、上記「施設改修」、「機器購入」、「車両購入」の対象経費を準用してください。</p>

6. その他の条件

(1) 事業の期間

年賀寄附金を配分することが決定した日以降に実施し、2017(平成 29)年3月末日までに完了するものを対象とします。

(2) 連続年配分の制限

広く多くの団体に年賀寄附金を活用していただきたいとの観点から、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防(復興)を除いて2年連続して同一団体(法人)が配分を受けることはできません。前回配分を受けた分野により今回申請可能な分野が異なりますので、次表を確認してください。

表5 前回配分を受けた団体の今回申請可能な分野

前回（2015(平成27)年度) 配分を受けた分野		今回（2016(平成28)年度) 申請可能な分野
一般枠	活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（4年目）	特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
	活動・チャレンジプログラム（1年目から3年目まで）	活動・チャレンジプログラムの継続申請の他、他の一般枠（活動・一般プログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））
特別枠	東日本大震災の被災者救助・予防（復興）	一般枠全て（活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム、施設改修、機器購入、車両購入）及び特別枠（東日本大震災の被災者救助・予防（復興））

(3) 反社会的勢力の排除

ア 申請団体は、自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の職員をいう。以下同じ。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときは、その全てを含む。下記イ及びウにおいて同じ。）若しくはその役員等が次の各項目のいずれにも該当しないことを2016(平成28)年度 年賀寄附金配分申請書の該当箇所にて表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (7) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。
- (イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (エ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。
- (オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

【前記(7)における用語の定義】

- ① 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- ② 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- ③ 暴力団準構成員 暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。
- ④ 暴力団関係企業 暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。
- ⑤ 総会屋等 総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ 社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。
- ⑦ 特殊知能暴力集団等 前記①から⑥までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。

イ 申請団体は、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先若しくはその役員等が、自ら又は第三者を利用して、次の各項目の一にでも該当する行為を行わないことを配分申請書の該当箇所にて確約していただきます。

(7) 暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた要求行為

(ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて日本郵便株式会社の信用を毀損し、又は日本郵便株式会社の業務を妨害する行為

(オ) その他前各項目に準ずる行為

ウ 日本郵便株式会社は、申請団体若しくは申請団体の役員又は申請団体の委託先若しくはその役員等が、前記アの各項目のいずれかに該当し、若しくは前記イの各項目のいずれかに該当する行為をし、又は前記アによる表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、採択を取り消すこと又は配分金の返還を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) その他

ア 年賀寄附金配分事業に他の助成団体等の補助金・助成金を加えて実施することはできません。年賀寄附金配分へ申請した事業と同一の事業を他の助成団体へ並行して申請することはかまいませんが、他の補助金・助成金の助成が決定した場合には、どちらかを選択していただくこととなりますので、必ず速やかに事務局へご連絡をお願いいたします。

イ 申請事業は団体が自ら実施するものである必要があり、配分金を他へ再助成する事業は配分対象外です。団体の責任において申請事業の一部を外部に委託することは可能です。

ウ 自己負担金は、団体自らが確実に準備できる額としてください。申請時の自己負担金が準備できない等の場合、辞退していただくこともあります。

エ 申請は1団体（1法人）につき1件のみとします（1施設につき1申請ではありません。）。

オ 整備する浴槽、配備する車両等が施設の入居者・利用者へのサービス提供に直接利用されるなど、年賀寄附金配分対象となっている10の事業（表1参照）の実施に直接つながる内容としてください。

カ その他、ご不明の点については「14. お問合せ」を参照していただき、お問合せください。

7. 申請方法

(1) 2016(平成 28)年度 年賀寄附金配分申請書（以下「配分申請書」という。）について

配分申請書の各種様式は年賀寄附金ホームページ等からダウンロードできます。

- ・年賀寄附金ホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>)
- ・郵便CSRブログ (<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>)

次の6種類の配分申請書がありますので、いずれか1つを選択してください。



(2) 配分申請書の記載上の注意点

- ア 配分申請書の記載・印字に際しては黒インク（印刷、ボールペン又は万年筆）を使用してください。鉛筆や消せるボールペン（インク）は使用しないでください。
- イ 配分申請書は、審査資料としてそのまま複写しますので、のり付けやホチキス留めはしないでください。配分申請書用紙に切り貼りをした場合は複写したものを提出してください。印刷又は複写は片面刷りとし、両面刷りにしないでください。
- ウ 配分申請書は所定の様式を使用してください。配分申請書の様式を変更したり、ページ数を増やしたりすることはしないでください。
- エ 審査は配分申請書により行いますので、配分申請要領、配分申請書の注意書きに従い、的確かつ簡潔に記載してください。添付資料がある場合は「添付資料参照」とはせずに必要な事柄は必ず配分申請書に記載してください。

(3) 申請時に提出する書類（各項目の【必須】は必ず提出していただく書類です。）

- ア 配分申請書【必須】
- イ 配分申請する事業を所管する大臣又は都道府県知事等の意見書（原本）(*5)【必須】
(*5)意見書の入手には時間を要します。10月20日頃までを目安に所管部門に意見書の交付申請をしてください。
- ウ 申請する団体の定款又は寄附行為（写し）(*6)【必須】
- エ 2014(平成26)年度申請団体収支決算書（写し）(*6)(*7)【必須】
- オ 2015(平成27)年度申請団体収支予算書（写し）(*7)【必須】
(*6)ウ、エについては、NPO法人の場合は、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>) に法人掲載資料として掲載されていること、また、NPO 法人以外の団体の場合は、自団体のホームページ等に掲載されていることが望まれます。
(*7)エ、オについては、NPO 法人の場合は NPO 法人会計基準に、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の場合は公益法人会計基準に、また、社会福祉法人の場合は社会福祉法人会計基準に準拠していることが望まれます。
- カ 必要な見積書（写し）（複数の業者からの見積書を添付してください。）【必須】
- キ 郵便はがき【必須】
申請書類を受領した旨を事務局より通知いたしますので、配分申請書 P.1「実施責任者」の連絡先（住所）・氏名を宛名面に記載してください。
- ク 申請団体を紹介したパンフレット等（作成している場合）
- ケ その他必要な補助資料（審査で必要な内容は必ず配分申請書に記載してください）

い。)

※ 以下の資料は、該当する申請のみ必ず提出していただく資料です。

コ 改修施設の図面及び改修箇所の写真等、施設改修を行う内容が具体的に分かる資料
写真を添付する場合、写真の裏に団体名を記入しA4用紙に貼付して提出してください（A4用紙への直接印刷・コピーも可。）。A4用紙に複数枚の写真を貼付又は印刷していただいてもかまいません。写真を貼付又は印刷したA4用紙は2枚（2ページ）までとします。

サ 改修する施設が借用施設であるときは当該施設の貸与契約書（写し）

シ 文化財の保護事業の申請の場合は配分対象物が文化財指定を受けていることが分かる登録証明書等（写し）

(4) 繰越剰余金

配分申請書 P.1 の「繰越剰余金」の記載欄は、直近の決算書に記載された法人全体の次期繰越剰余金額を記載してください。法人が準拠している会計基準により、「次期繰越活動収支差額」、「次期繰越収支差額」、「次期繰越正味財産額」、「期末正味財産合計額」、「正味財産期末残高」、「翌年度繰越消費収入(支出)超過額」、「翌年度繰越収支差額」、「正味財産合計」、「正味財産額」という用語で決算書に記載されています。

表6 会計基準ごとの金額を記載すべき箇所

準拠する会計基準	書類名	金額を記載すべき箇所
社会福祉法人会計基準(旧)	事業活動収支計算書	次期繰越活動収支差額
社会福祉法人会計基準(新)	事業活動計算書	次期繰越活動収支差額
特定非営利活動法人会計基準(旧)	収支計算書	次期繰越収支差額
特定非営利活動法人会計基準(新)	活動計算書	次期繰越正味財産額
公益法人会計基準	正味財産増減計算書	期末正味財産合計額 又は 正味財産期末残高
学校法人会計基準(旧)	消費収支計算書	翌年度繰越消費収入(支出)超過額
学校法人会計基準(新)	事業活動収支計算書	翌年度繰越収支差額

なお、上記「準拠する会計基準」全てについて、貸借対照表の「正味財産合計」又は「正味財産額」の箇所に記載された金額が、会計基準ごとに対応する上記「金額を記載すべき箇所」に記載された金額と一致します。

(*8) 社会福祉法人会計基準は、「社会福祉法人会計基準の制定について」(2011年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会援護局長連名通知)による基準を(新)、それより前の基準を(旧)としています。

特定非営利活動法人会計基準は、「『NPO法人会計基準』の一部改正について」(2011年11月20日NPO法人会計基準協議会)による改正後の基準を(新)、改正前の基準を(旧)としています。

学校法人会計基準は、「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(2013年4月22日文科科学省令第15号)による改正後の基準を(新)、改正前の基準を(旧)としています。

上記以外の会計基準に準拠している等により、記載すべき金額が不明等の場合は、「14. お問合せ」をご参照の上、お問合せください。

(5) よく利用する郵便局

配分申請書 P.3 において、よく利用する郵便局の記載欄にご記載いただいた郵便局から連絡等を行うことがありますので、ご了承ください。

(6) 提出先及び提出方法

申請書類は下記の提出先宛、必ず受付期間内に郵送してください。

配分申請書は折り曲げずに、そのまま入る封筒を使用し、特定記録郵便又は簡易書留郵便にてお送りください。

なお、申請に必要な書類が全てそろっていることを必ず確認の上、提出してください。特に「意見書」は必須ですので、入手のための余裕期間（おおむね2週間以上）を考慮してご準備ください。

（申請書類の提出先）

郵便番号 100-8798

東京都千代田区霞が関一丁目3番2号

日本郵便株式会社 総務部 環境・社会貢献室 年賀寄附金事務局

（※封筒表面に「申請書在中」と朱書きで明記してください。）

受付期間は2015(平成27)年9月14日(月)から2015(平成27)年11月13日(金)（当日消印有効）までです。 消印(差出)が2015(平成27)年11月14日(土)以降の応募については、理由のいかんにかかわらず受理できません。

8. 申請事業に期待する項目及び優先度合い（審査のポイント）

(1) 申請事業に期待する項目

ア 先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）

従来から行われている事業をそのまま実施するのではなく、従来の考え方にとられない新たな取組又は事業プロセスの新たな改善等を行う事業であり、他の団体でも今後実施される等の発展性のあるもの。

イ 社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）

大きな社会的課題となっているもの又は必要とされながら従来行われていなかったもの等の社会的要請・ニーズを充足する事業であり、その事業が実施されることにより、他でも同様の事業が実施されやすくなる等の波及効果が高いもの。事業を実施する者の事業の効率性や安全性が向上するものも含む。

ウ 実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）

事業は具体的に計画され、1年間の事業内容として団体の事業規模・収支規模に対して適切であり、事業実施のための人員配置・自己負担金・運転資金の調達が準備され、事業の成果目標が定量的・定性的に明確化され、今回の事業につながる過去の蓄積を持ち、実現性が高く継続・発展が見込めるもの。

エ 緊急性（緊急性の高い事業）

ここ1年間の事業年度内に実施する必要性が高いもの。

※ 施設改修や機器購入については、単なる老朽化による改修・購入よりも新規事業の実施及び事業の拡大等に伴う改修・購入並びに事故や天災などに伴う改修・購入の方が高く評価されます。

※ 上記(1)ア～エの4項目については、審査の際に重要な判断材料となる項目です。配分申請書には、団体の事業全体についてではなく、申請される事業内容について、ご記載ください。

(2) 定量的条件の配慮

上記(1)の期待する項目に加えて、以下の定量的条件が優先順位に加味されます。

ア 年賀寄附金申請額がより小さい方を優先（できる限り多くの団体に配分するため）

イ 申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い方を優先（事業の実施に向けて自己努力意識や準備の高い団体、自己負担割合が10%以上であることを期待します。）

ウ 団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい方を優先（財政状況が厳しく配分の必要性がより高い団体）

※ 審査に当たっては、上記(1)及び(2)を踏まえて総合的に判定いたします。

9. 配分の決定と通知の時期

- (1) 年賀寄附金配分団体及び配分額は、社外有識者による審査委員会において審査の上、総務大臣の認可を受けて決定いたします。
- (2) 配分団体・配分額の決定は2016(平成28)年3月末を予定しています。
決定後、申請された団体には、採否結果を書面にてお知らせするとともに、配分団体名、代表者名、住所、事業概要、配分額等を当社ホームページ等で公表いたします。
- (3) 審査の結果、申請額を減額査定し配分金額を決定することがあります。

10. 申請事業の実施

- (1) 配分決定の時期は申請時から半年ほど経過し、その間に状況の変化もあると考えられますので、配分決定した内容に基づき、事業計画を再確認していただきます。見積りを再度取り、現状に即した「事業実施計画書」を作成し、提出していただき、これに基づき事業を実施していただくこととなります。
なお、申請内容に基づき、審査・決定をしていますので、原則としてその内容を変えることはできません。
- (2) 配分決定後の事業計画の見直し及び事業終了時において、事業費総額が減少した場合は、その差額分だけ配分決定金額から減額いたします。自己負担金額の減額はできません。減少した金額分を返納していただくことがあります。また、事業費総額が逆に増加した場合であっても、配分額は増額になりませんので、増額分を自己負担していただくこととなります。これらについてあらかじめご了承ください。
- (3) 年賀寄附金は事業の終了月の月末に団体が指定した金融機関口座宛に送金します。ただし、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災の被災者救助・予防(復興)については、事業開始月の月末に送金することも可能です。

11. 年賀寄附金配分事業の表示

年賀寄附金配分を受けて実施した事業においては、購入物件のある場合はその物件へ、冊子・チラシを調製したときはその冊子・チラシへ、その他の場合は何らかの方法をもって年賀寄附金配分事業により実施した旨の表示をしていただきます(詳細につきましては配分決定後、実施計画書を作成していただく際にご説明いたします。)

なお、年賀寄附金配分を受けて実施した事業につき機関誌等へ掲載する場合も、「日本郵便株式会社から年賀寄附金配分を受けました」等の記述をお願いします。

※ 当社ホームページ等に掲載されている当社ロゴマークのご使用に際しては、必ず事前に年賀寄附金事務局へご相談ください。

12. 事業終了時

事業の終了時には「事業完了会計報告書」を作成していただき、事業の終了月の翌月末までに提出していただきます。

13. 監査及び評価

年賀寄附金を受けて実施された事業が適正に実施されたか、事業のその後はどうなったのか等を確認するため、法律により監査が義務付けられています。日本郵便株式会社社員がお伺いし、実地で監査を行います。

また、事業の完了後、「事業成果報告・自己評価書」を提出していただき、評価委員会による評価を行います。その際、ヒアリング調査を行うことがあります。ご協力をお願いします。

なお、優れた成果を残された団体については、その事業を広くPRさせていただくことがありますので、あらかじめご了承願います。

14. お問い合わせ

(1) 関係情報の掲載

年賀寄附金ホームページ等において関係情報を掲載していますので、ご参照ください。

- ・年賀寄附金ホームページ（<http://www.post.japanpost.jp/kifu/>）
- ・郵便CSRブログ（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/>）

(2) お問い合わせの多い質問と回答の掲載

お問い合わせの多い質問と回答を掲載していますので、お問い合わせいただく前にご参照ください。

- ・年賀寄附金Q & A（<http://blog.post.japanpost.jp/csr/2012/06/120620qa.html>）

(3) お問い合わせ及び申請相談

年賀寄附金ホームページに「お問い合わせ用フォーマット」を用意しております。必要事項を入力の上、ご照会ください。後日、メールにより回答いたします。

- ・年賀寄附金に関するお問い合わせ
（https://www.post.japanpost.jp/question/contact_us/csrmail.html）
- ・電話でのお問合せは、お急ぎの場合のみ、以下の電話番号へご連絡ください。

年賀寄附金事務局 03-3504-4401（受付時間：平日 10時～12時及び 13時～17時）

15. その他ご注意

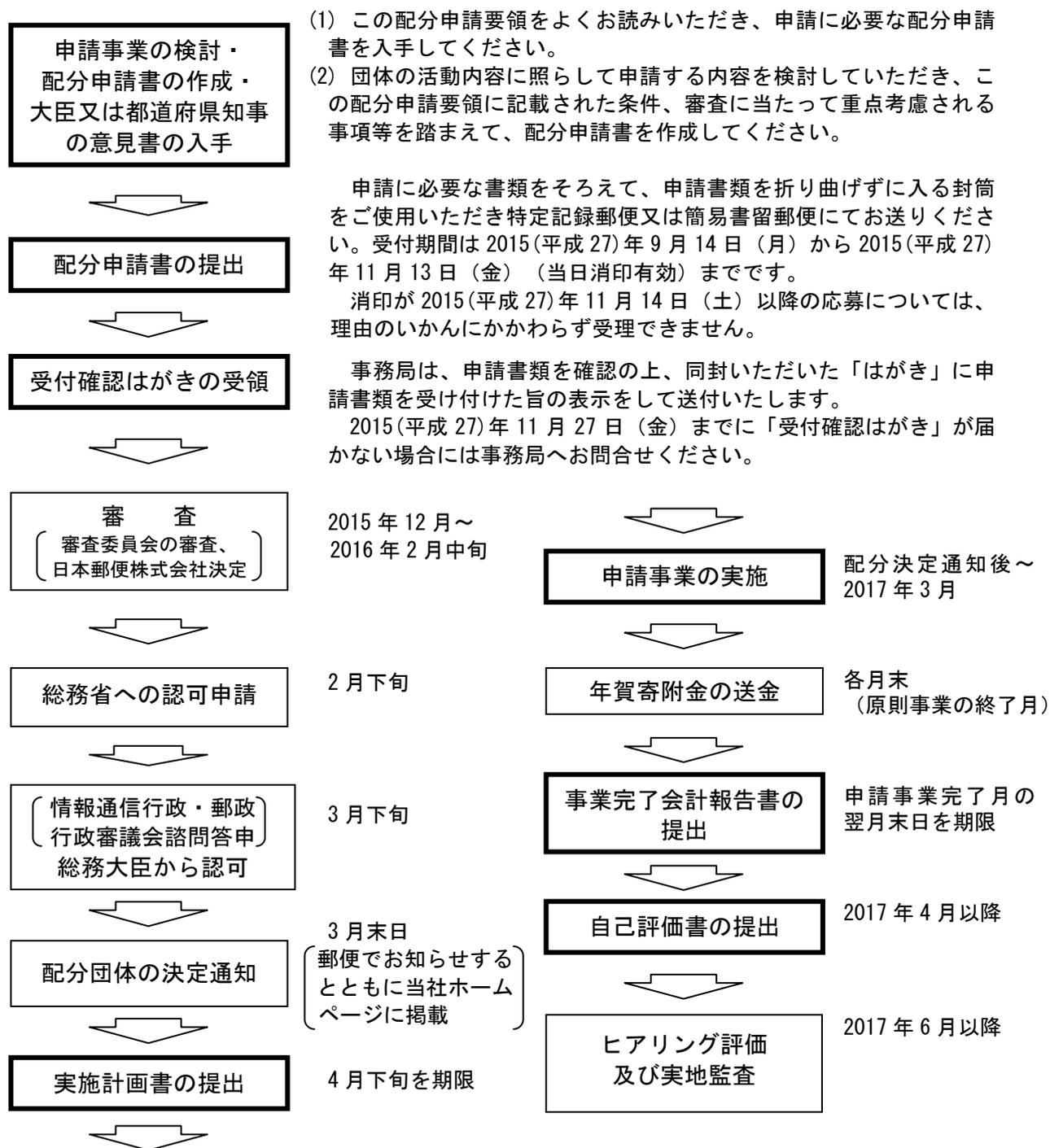
(1) 審査の過程において、年賀寄附金事務局から申請事業内容等の確認のため、配分申請書に記載されている実施責任者に連絡させていただく場合があります。

(2) お送りいただきました申請書類等は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

(3) 選考内容、採否の理由に関するお問い合わせには一切お答えできません。

以 上

年賀寄附金配分事業の流れ（予定）



※ 太線 () で囲んである事柄は、団体で行っていただくものです。

2016(平成28)年度 年賀寄附金配分事業 活動分野配分対象経費基準

本資料は、年賀寄附金配分事業のうち、活動・一般プログラム、活動・チャレンジプログラム及び東日本大震災被災者救助・予防（復興）の各分野の活動の経費項目に関する基準等を定めたものです。

上記の3分野の申請を行おうとする団体の方は、下記各項の範囲内で事業内容を検討してください。

【重要事項】

- ①各項目に記載された配分対象経費以外の経費は、配分申請書の経費内訳に記載できません。
- ②活動・一般プログラム及び活動・チャレンジプログラムについては、活動を行う上での物品等の購入は差し支えありませんが、施設改修又は車両購入に該当するものを活動に含めることはできません。
- ③申請された経費は審査の段階で査定することがあります。
- ④領収書の額面が20万円以上になると想定される経費は、複数の業者からの見積り、又は入札としていただきます。配分申請書へは複数の業者からの見積書を添付してください。なお、これには謝金・旅費交通費・会議費・会場借料・賃金は除きます。また、公共的な料金は料金表を添付してください。
- ⑤団体維持のための経常的経費は対象外です。申請する事業に係る固有の経費のみが対象となります。配分決定後、団体の経常的経費であることが判明した場合は配分金を返還していただきますのでご注意ください。
- ⑥記載内容については事務局からお問合せ・査定等の連絡をすることがあります。

1 謝金

- ・申請事業において構築された委員会への委員の出席、現地調査、講師のセミナー講演等、原稿執筆者の執筆等への謝金
- ・医師・看護師等専門職の臨時雇用
- ・その他謝金（翻訳、通訳等は「12 雑役務費」に計上してください。）
- ・申請団体の役職員へは謝金は支出できません。ただし、非常勤役員で特に専門性の高い役員への謝金を支払う必要があるときは理由書を添付してください。

2 旅費交通費

- ・講師・委員・事務局員等の会議開催場所・イベント開催場所への移動に要する実費経費、宿泊費実費
- ・駐車場料金、ガソリン代、有料道路通行料金、他の交通手段の無い場合又は他の交通手段の料金よりも安価な場合のレンタカー代・タクシー代等
- ・宿泊料金は高価（おおむね1万円を上限とします。）でないこと、また、宿泊の場合の食事代は対象外とします（食費込み宿泊費以外の選択肢がない等、食事代を分離できない場合を除きます。）。

3 会議費

- ・ 会議時の簡素な茶菓及び弁当程度の簡素な食事の購入に要する経費
- ・ アルコール類の提供や申請団体スタッフのみの打合せ会合等の経費は対象外です。

4 会場借料

- ・ 委員会・研修会・イベント等での会場借上料、音響設備使用料等
- ・ 申請団体が所有する、又は経常的に賃借する施設や事務所の使用料は対象外です。ただし、団体が有償で貸し出す、又は利用する施設であって、かつ料金表が外部に明示されているものは対象とすることができます。

5 借料損料

- ・ 物品の借り上げ経費（レンタル料・リース料等）及びこれに伴う運搬経費・設置調整費等

6 印刷製本費

- ・ チラシ・ポスター・報告書・封筒等の印刷経費
- ・ コピー代、用紙・インク等印刷に係る消耗品
- ・ レイアウト・デザイン等費用は印刷製本費
- ・ 折込広告等の広告作成費等は一括して「8 広告宣伝費」に計上してください。
- ・ 報告書等の原案作成・原稿執筆経費等は「13 委託費」に計上し、印刷経費を含む報告書作成経費等と記載してください。
- ・ 個人的執筆は「1 謝金」に計上してください。

7 通信運搬費

- ・ 申請事業に関する郵送料、電話料、サーバー使用料等、機材等運搬経費（貨物運搬用レンタカー代、駐車場料金、有料道路料金、実際の走行分のガソリン代等）
- ・ 申請事業以外の費用と混在しており、申請事業分のみが分離できないものは全体を対象外とします。

8 広告宣伝費

- ・ イベント等を行う際の周知のためのメディア掲載等の経費
（例）折込広告費、新聞・雑誌等への広告料等（そのための企画料・原稿作成料・印刷経費等含みます。）

9 消耗品費

- ・ 1 件 10 万円未満の機器・材料費
(例) 文具・用紙・記録媒体・封筒購入、10 万円未満のコンピュータソフト、資料用・講習会研修会用教材・書籍、調理実習用材料費等
- ・ 申請事業に使用が限定できない一般的事務用機材や事務用品等は対象外とします。ただし、特に必要とする場合は理由書を添付してください。

10 什器備品費

- ・ 1 件 10 万円を超える機器は什器備品費とします。
- ・ 申請事業に使用が限定できない什器備品、また、団体の経常活動に使用する一般的事務機材等は対象外とします。ただし、特にこのような機材を必要とする場合は理由書を添付してください。

11 賃金

- ・ 申請事業の実施に必要な臨時雇用者（パート、アルバイト）の賃金及び通勤費
- ・ 申請団体役職員であるが、その者が団体の定常業務を離れて、申請事業に従事する場合には、申請事業に従事する実勤務時間数に対して賃金を計上することができます。完了会計報告では、これらに関して次のことが記載された資料を併せて提出してください。
 - ① 支給対象者氏名
 - ② 時給額、総勤務時間数、支給総額
 - ③ 申請事業の業務に携わった日時と時間数及び業務内容（業務日誌等）
 - ④ 社会保険料等の団体負担分や通勤費等は、申請事業の勤務時間比率により按分することができます（その際は積算根拠を明らかにしてください）。なお、通勤費以外の交通費は「2 旅費交通費」に計上してください。
- ・ 時給額は時間当たり 1,000 円程度までとします。また、査定することがあります。

12 雑役務費

- ・ 通訳・翻訳・手話通訳・要約筆記・預かり保育・議事録作成・ピアノ調律等の専門的業務を専門家や専門機関等に依頼する経費
- ・ 雑役務費は査定することがあります。特に市場価格を超えると思われる場合は理由書を添付してください。

13 委託費

- ・事業の一部を外部に発注するもの。
(例) 調査・分析業務、報告書原案の作成、イベントに関する外部委託、コンピュータソフトやホームページ制作、文化財等修復委託費
ただし、申請事業の企画・立案・実行等の全てを外部発注することはできません。

14 その他

- ・上記1～13項のいずれにも該当しない費用
(例) 振込手数料、収入印紙等租税公課、イベント参加者の保険料・入場料等
- ・活動・一般プログラムでカーボン・オフセット・クレジットの購入を含む場合のクレジットは、J-VER、国内クレジット及びJ-クレジットの3種類とします。その場合、適宜、次の項目を配分申請書の「活動事業費の内訳」に記載するとともに、クレジット提供事業者の発行する見積書を添付してください。
ークレジット提供事業者（事業者名、担当者名、連絡先電話番号等）
ークレジットについて
 - ・クレジット種別、プロジェクト名称、クレジット登録番号、無効化予定時期（年月）
 - ・単価（円／tCO₂e）
 - ・総量（tCO₂e）
 - ・総額（円）

以 上